

# 1. 総合的な都市防災対策の 推進について

---

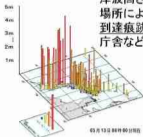
# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ~大規模地震の被害想定~

東日本大震災以後、全国的に都市防災に関する意識の高まりが見られるほか、南海トラフ地震や首都直下地震など切迫性の高い大規模地震災害に対する対策は喫緊の課題。

## <東日本大震災の教訓>

### ■津波被害

東日本沿岸部で、津波高さは8~10m  
場所によっては30m超の到達痕跡あり  
庁舎など防災拠点施設の被災



大規模災害による津波想定区域では迅速な避難環境の整備が急務

### ■宅地被害



宅地の液状化被害

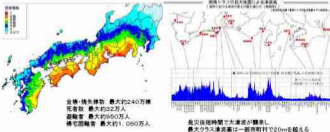


造成宅地の滑動崩落

### ■各種インフラ施設の被害

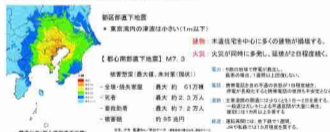
### ■大量の帰宅困難者の発生

## <南海トラフ地震の被害想定>



出典: 南海トラフ地震の被害想定(第二次版) (平成25年2月、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策WG) 等

## <首都直下地震の被害想定>

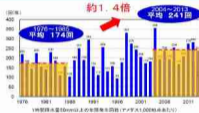


出典: 首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) (平成25年12月、中央防災会議防災対策推進検討会議首都直下地震対策WG)

# 1. 大規模災害に対する危機意識の高まり ~激甚化する自然災害への対応①

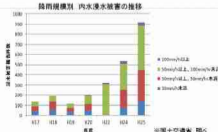
## ■局地化・集中化・激甚化する降雨

- ▶ 時間雨量50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化し、従来の想定を超える被害が発生



## ■内水被害の発生状況

- ▶ 下水道の従来の計画を超える降雨や、局地的・集中的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の頻発により、人命や健全な都市機能を脅かす被害が発生。
- ▶ 降雨特性の変化とあわせ、5年確率降雨対応のハード整備完了が途上であることなどからも被害が発生。
- ▶ 約30mm/10分という短時間の豪雨により、下水道に取り込めないことによる浸水被害も発生。



	浸水・被害地区	発生年月日	時間最大雨量(60雨量)	被害概要
一般家庭被害	愛知県岡崎市・名古屋市一宮市	平成20年8月28-29日	146.5mmh(446mm)	床上2,668戸 床下13,362戸
	和歌山県和歌山市	平成21年11月11日	122.5mmh(267mm)	床上461戸 床下1,019戸
	東京都神楽坂・板橋区・北区	平成22年7月5日	74.5 mmh(108mm)	床上111戸 床下110戸
	福島県郡山市	平成22年7月6日	74.0 mmh(107mm)	床上62戸 床下141戸
	大黒前水害市	平成25年8月25日	67.5 mmh(63.6mm)	床上40戸 床下1,314戸
茨城県土浦市	平成25年9月4日	108 mmh(141.5mm)	床上251戸 床下4,975戸	
地下街被害	福岡市	平成11年6月29日	78.5mmh(339mm)	都立川の下水道による大量の水が地下街の地下道や地下鉄、ビルの上層部分などに流れ込み、地下街に閉じ込められた1人が死亡。
	東京都新宿区	平成11年7月21日	131mmh(161mm)	練馬区を中心とした東京都内に3階建てのビルの地下室が浸水、閉じ込められた1人が死亡。
	北海道札幌市	平成24年10月22-26日	(8)160mm	ニュータウン内の地下街・シキルが浸水、全壊原因10日間を要した。
	東京都豊島区	平成25年9月15-16日	37mmh(31.9mm)	豊島区100号線水が浸水被害地下街に流入、避難者が浸水、4日閉鎖中。
東京都世田谷区	平成25年10月	28mmh(196.5mm)	小田急電鉄 下北沢駅の地下街が浸水。	

※国土交通省 調べ

## ■平成27年9月関東・東北豪雨について

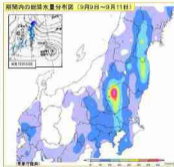
- 台風第18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、記録的な大雨となった。
- 9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上最多を更新した。

## ■関東・東北豪雨における被害状況

特別警報が発表された宮城県、茨城県及び栃木県における人的・住家被害状況（平成28年2月19日時点）

- 人的被害：宮城県（死者2人、負傷者3人）  
茨城県（死亡3人、負傷者54人）  
栃木県（死者3人、負傷者6人）
- 住家被害：宮城県（全壊 2棟、半壊 572棟、一部破損298棟、床上浸水 138棟、床下浸水 727棟）  
茨城県（全壊54棟、半壊5,486棟、一部破損 0棟、床上浸水 185棟、床下浸水3,767棟）  
栃木県（全壊22棟、半壊 964棟、一部破損 29棟、床上浸水1,102棟、床下浸水3,934棟）

（出典：水害時における避難・応急対策の今後のあり方について（報告）/中央防災会議 防災対策実行会議/水害時の避難・応急対策ワーキンググループ）



24時間降水量が観測史上最多を更新した観測地点

都道府県	市町村名	地点名	降水量 (mm)
宮城県	栗原市	栗原197 (197.5)	334.0
茨城県	加東郡加東町	加東130	328.0
千葉県	袖ヶ浦市	新ヶ部162 (162.5)	335.0
茨城県	神前町	神前17 (17)	309.5
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋127 (127)	311.5
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋131 (131)	312.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋128 (128)	317.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋132 (132)	321.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋133 (133)	344.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋134 (134)	341.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋135 (135)	344.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋136 (136)	351.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋137 (137)	316.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋138 (138)	346.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋139 (139)	338.0
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋140 (140)	328.0

（出典：水害時における避難・応急対策の今後のあり方について（報告）/中央防災会議 防災対策実行会議/水害時の避難・応急対策ワーキンググループ）



## 平成27年9月関東・東北豪雨災害における課題

- 避難勧告等を発令するタイミングや区域を事前に決めていなかった。
- 要配慮者利用施設における避難計画を事前に決めていなかった。
- 発災時の混乱を未然に防ぐための準備・体制が不十分であった
- 避難所をはじめとした被災後の生活環境の確保が不十分であった。など

### 今後の対策の方向性

- 東日本大震災を踏まえて充実が図られてきた**既存の仕組みを十分に活用**
- そのため、**以下に示す実用的な対策**に取り組むとともに、**実効性確保のための訓練**を実施

#### 1. 水害に強い地域づくり

- 住民による自主的な防災活動の推進
- 水害保険・共済の普及促進

#### 2. 実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ、避難計画の改善
- 病院等における避難確保計画の策定
- 指定緊急避難場所の指定促進

#### 3. 適切な避難行動を促す情報伝達

- 避難勧告等の躊躇なき発令
- 避難勧告等の確実な伝達
- 平時からの“顔の見える関係”の構築

#### 4. 行政の防災力向上

- 研修・訓練等による防災体制の強化
- 業務継続計画の策定促進

#### 5. 被災市町村の災害対応支援

- 水害対応の手引きの作成・周知
- 被災市町村を支援する体制の確保

#### 6. 被災生活の環境整備

- 避難所を拠点とした被災者の支援
- 医療サービスの確保
- 早期の災害廃棄物処理、防犯対策の徹底

#### 7. ボランティアとの連携・協働

- ボランティアとの積極的な連携

### 今後の検討課題

- ◆ 人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方
- ◆ 被災市町村への災害対応支援の仕組み

### 防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

### 減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施等



### 復興準備

防災・減災対策を行っても大規模災害の事前準備が重要は発生する。

- その際、迅速な復旧・復興を進めるため
- ・災害時の応急対応の計画・訓練
  - ・市街地復興計画の策定訓練の実施 等

### 3. (1) 防災を考慮した都市づくりについて

- 適切な災害リスク評価に基づいた都市計画となっていない場合が多い。
- そのため、様々な災害リスク情報を把握し、それらの情報に基づき対策を検討・実施することが重要。
- この際、防災担当部局を始めとして、多様な主体と協働することが重要。

#### ■都市がかかえるさまざまな災害リスク

		事象
自然現象	気象変動	豪雨、豪雪、暴風、干天、猛暑、極寒
	地殻変動	地震、火山噴火
	二次変動 ※	洪水、土石流、地盤崩壊、地盤沈下、津波、高潮
人為現象	過失	火事、爆発
	故意	戦争、テロリズム、放火

※二次変動：気象変動や地殻変動によって間接的にもたらされる自然現象を指す。

#### ■防災都市づくりに関わるさまざまな主体

主な関係部局	計画策定や実施検討に係る主な役割
都市圏審議会 都市計画・土地利用等担当課、消防担当課、市営地整備・まちづくり担当課、市営地開発事業担当課、公園・緑地担当課、防災課、地産地消課、下水道担当課、等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□計画策定窓口（都市審議会）</li> <li>□市営地整備関連事業や施設レベルのまちづくりに係る検討</li> <li>□総合的な防災施策に係る事業案について防災機能強化</li> </ul>
企画・総務部局 政策企画担当課、企画計画部局担当課	□総合計画（基本構想・基本計画）、復興計画との整合・連携
土木部局 市営地開発担当課、河川整備担当課等	□既設事業を活用した、施設整備に合わせた防災機能の確保
防災部局 防災計画・危機管理計画担当課等	□避難、保存する多様な災害リスク情報の編纂・提供 □防災関連計画策定等における分析結果等の活用連携
医療・福祉部局 福祉施設管理者、福祉施設管理課 福祉者福祉担当課、障がい者福祉担当課、子育て福祉担当課等	□防災と福祉における医療・福祉施設等の防災性確保に係る連携 □地域の災害時要援護者の確保や要援護者施設等の整備 □福祉とまちづくりに関係する支援アワン等との連携・連携
教育部局 学校施設管理者等	□避難施設に活用行かれた文庫施設や防災関連施設 □災害時における施設連携等の防災連携の確保
地域振興部局 地域振興担当課等	□地域における防災からの自助助の取り組み推進に関する検討

#### ■防災都市づくりの考え方



### 3. (2) 防災都市づくり計画について

- 防災を考慮した都市づくりを推進するため、「防災都市づくり計画」を策定。
- 防災都市づくり計画においては①様々な災害リスク情報の重ね合わせなどにより整理された防災上の課題②課題に基づき実施すべき施策などを記載。
- 防災都市づくり計画は、地域防災計画に位置づけるとともにその基本方針などを都市計画マスタープランにも反映する。

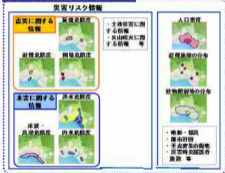
#### ■防災都市づくり計画の記載内容

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

様々な災害リスクを明確にした上で、災害リスク情報の重ね合わせなどにより、災害リスクが高い地域を抽出し、課題を整理する。

整理した課題に基づき、リスク低減に効果的な施策などを優先的に実施する。

#### ◆基本となる情報の収集・整理



#### ◆情報の重ね合わせ



### 3. (3) 防災都市づくり計画の位置づけについて(国の取組)

- 平成9年都市局長通知により地方公共団体が策定することとされている防災都市づくり計画について、平成25年5月に計画策定のための指針等を作成し、都市安全課長より通知。
- 地域防災計画の作成の基準となる防災業務計画において、防災都市づくり計画を位置づけている。

#### ■防災都市づくり計画（平成9年都市局長通知に基づく計画）

平成9年都市局長通知「都市防災構造化対策の推進について」において、地方公共団体は、実情に応じ、都市防災構造化のためのマスタープランとして、「防災都市づくり計画」を策定することとされた。

#### ■「防災都市づくり計画策定指針」及び「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」の作成

防災都市づくり計画については、東日本大震災の教訓も踏まえ、津波や水害など様々な災害のリスク評価に基づく総合的な計画へ見直すことが有用と考えられます。こうした観点から、各地方公共団体が主体的に行う防災都市づくりの計画の策定・見直しに資するため、「防災都市づくり計画策定指針」及び「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」を作成。（平成25年5月）

#### ■地域防災計画の作成の基準となる防災業務計画において、防災都市づくり計画を位置づけ

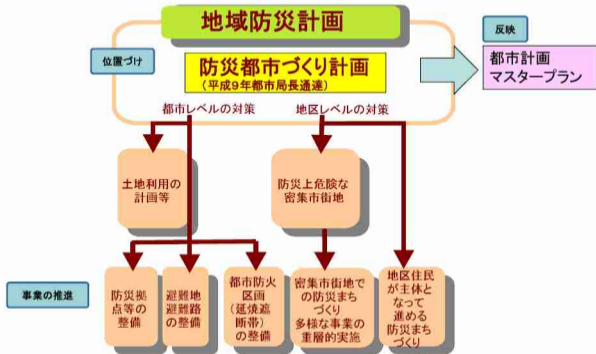
##### 国土交通省防災業務計画

##### 第16編 地域防災計画の作成の基準(抜粋)

##### 第1章 災害予防に関する事項 第1節 災害に強い地域づくりに関する事項

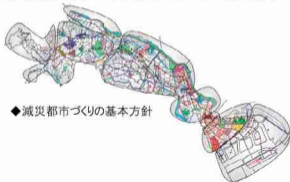
・都市の防災構造化対策の計画的推進を図るため、**都市防災に関する方針の都市計画への位置づけに配慮するとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」を定めること。**「防災都市づくり計画」は、消防防災部局、都市計画部局等関係部局間の連携を密に図るとともに、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て策定すること。

### 3. (4) 防災都市づくり計画の位置づけについて(市町村の取組イメージ) 国土交通省



### 3. (5) 防災都市づくり計画の事例(神奈川県川崎市)

#### ●災害リスクや市街地環境からみた地域特性に基づき、「減災都市づくりの基本方針」を定める



◆基本方針に基づき、具体的な減災都市づくりの重点的な取組を全市的な取組及び地域別の取組としてまとめる。

#### ●基本方針に基づき、減災施策の重点化とハード・ソフト両面による施策の展開

- 人命の確保を最優先課題と考え、被害想定調査等の結果から大きな人的被害が予想される分野については、特に**危険性の高い地区や施策による減災効果の高い地区等を抽出し、重点的に減災施策を展開する。**
- 都市計画による整備手法に加え、個人や地域の減災対策を並行して取り組むなど、**ハード・ソフト両面の効果的な施策を組み合わせて地域の防災性の向上を図る。**

#### ●「予防対策」と「復興対策」の両面を兼ね備えた計画

- 都市復興計画を確実・迅速に策定可能とするため、**平常時から復興まちづくりの方向性を幅広く検討することによって柔軟な対応力を強化する。**
- 都市復興計画の策定を担当する復興計画班の**作業内容や考慮すべきポイント、タイムスケジュール、役割分担や関係部門との連携をマニュアルに取りまとめ、**今後はこれを基に継続的な**職員のスキルアップ**にも取り組む。



市町村における防災まちづくりに関する課題(例)

■ 災害対策本部、避難所等の危機管理インフラの整備

■ 小中学校ほか所管施設の耐震化

■ 緊急の津波避難対策・高台移転

■ 宅地防災(造成宅地、液状化)対策の推進

■ 密集市街地の改善整備の加速化

■ 危機管理マニュアルの作成と防災訓練

■ 自主防災組織による取組みの推進

・危機管理部局  
・都市整備部局  
・公共施設管理部局  
等が一体となって総合的に対策に取り組むことが必要





## (参考) 災害に強いまちづくりに活用可能な事業制度①

防災対策の内容	事業制度	活用イメージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ(火災、津波、水害等)</li> <li>・避難マップ</li> </ul>	災害危険度判定調査 (都市防災総合推進事業)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災まちづくりに関する研修、ワークショップ</li> <li>・まちあるき等を通じた避難上の課題抽出や必要な計画作成</li> <li>※活動費用の助成(専門家への謝金等)</li> </ul>	住民等のまちづくり活動支援 (都市防災総合推進事業)	 <p style="text-align: center;">防災ワークショップ</p>
地区の防災性の向上のための <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(道路法上の道路)</li> <li>※道路法に基づかない通路や高台の避難場所に通じる階段の整備も可能</li> </ul>	地区公共施設 (都市防災総合推進事業)	
地区の防災性の向上のための <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、広場、空地</li> <li>※耐震性貯水槽(避難者用に限る)、備蓄倉庫、防災ベンチ、災害時トイレ、非常用電源の併設が可能</li> </ul>	地区公共施設 (都市防災総合推進事業)	

## (参考) 災害に強いまちづくりに活用可能な事業制度②

防災対策の内容	事業制度	活用イメージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波避難タワーの整備(指定緊急避難場所)</li> <li>津波避難ビル等の屋上を通じる屋外避難階段、屋上フェンスの設置</li> <li>災害時応急活動の拠点となる施設で、緊急的な避難先(生命確保期に活用されるもの)となる施設 ※耐震性貯水槽(避難者用に限る)、備蓄倉庫、防災ベンチ、災害時トイレ、非常用電源の併設が可能</li> </ul>	防災まちづくり 拠点施設 (都市防災総合推進事業)	   
<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路等の延焼遮断帯周辺の建築物の耐火造または準耐火造への建替助成</li> <li>既存建築物の除却助成</li> <li>引越し費用等助成</li> <li>不燃化に関する現況調査、住民意向調査</li> </ul>	都市防災不燃化促進 (都市防災総合推進事業)	 
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な密集市街地における都市計画道路の沿道整備を促進するための整備計画作成、コーディネート</li> </ul>	密集市街地緊急リノベーション事業(都市防災総合推進事業)	

## (参考) 災害に強いまちづくりに活用可能な事業制度③

防災対策の内容	事業制度	活用イメージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地震時等に著しく危険な密集市街地」における延焼危険性の低減を図るため、木造老朽建築物の除却に対して支援</li> </ul>	木造老朽建築物除却事業(都市防災総合推進事業)	 <p>老朽建築物</p> <p>除却 → 密集市街地における延焼危険性を低減</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険区域又は被災地のうち、住民の居住に適当でない区域にある住居を高台など安全な場所へ集団的移転</li> <li>移転元の宅地等の買取り、移転先住宅団地の用地取得・造成、移転者の移転費用等を補助</li> </ul>	防災集団移転促進事業	

防災対策の内容	事業制度	活用イメージ
<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土造成地の位置と規模の把握を行い、大規模盛土造成地を抽出するための調査</li> <li>現地踏査や安定計算等によって、大規模盛土造成地の滑動崩落の危険性を確認するための調査</li> <li>大規模盛土造成地マップの作成</li> </ul>	<p>変動予測調査 (宅地耐震化推進事業)</p>	
<p>大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる工事</p>	<p>大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 (宅地耐震化推進事業)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地の液状化被害可能性の判定</li> <li>液状化マップの作成</li> </ul>	<p>変動予測調査 (宅地耐震化推進事業)</p>	
<p>宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる工事 ※公共施設と宅地との一体的な液状化対策</p>	<p>宅地液状化防止事業 (宅地耐震化推進事業)</p>	

- ① 第二次スクリーニングによる安定計算の結果、造成宅地防災区域の指定等がされる(大地震時の安全率が1を下回る等)造成地であっても危険度には差異があり得る。

- 〔 ・ 現地に変状がなく中地震でも安定しているような区域  
・ 既に滑動崩落の変状が生じているような区域 など 〕

- ② 対象箇所数等が多い場合など、滑動崩落防止工事の実施までに時間を要する場合は考えられる。

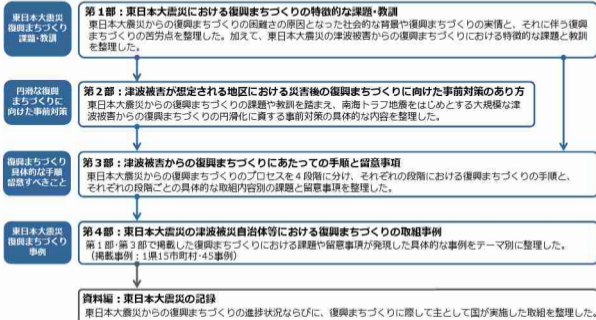


滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地  
⇒ 安全率が低く、現地にクラック等の変状が生じていると考えられる。

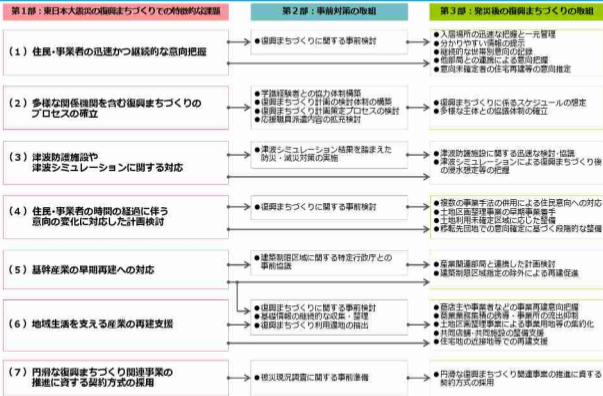
滑動崩落による被害を低減するため、  
安全率や現地の変状に応じた取り組みを検討

## 5. (1) 津波被害からの復興まちづくりガイドンスについて①

主として南海トラフ地震における被災が想定される市町村を対象とし、大規模な津波災害発生時において**早期回復を実現するために、東日本大震災からの復興まちづくりから得た知見・教訓を整理し、復興まちづくりの各段階において、想定される課題と事前準備とを含めた対応方法**についてまとめた。



## 5. (1) 津波被害からの復興まちづくりガイドンスについて②



## 5.(2) 市街地復興計画策定訓練(復興イメージトレーニング)について 国土交通省

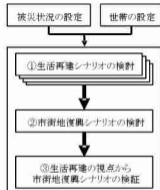
- 災害復興では、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという個人の「生活再建」の視点と、脆弱な市街地の再生を防止し、**良好な市街地として復興させるべきとの「市街地復興」の視点**が食い違うことが懸念される。災害が発生してもこの両者のバランスを取った適切な対応がとれるよう、**市街地復興計画策定訓練の実施が有効**。

### 市街地復興計画策定訓練について

- ①被災世帯になりきって、個人の立場から、生活再建の選択肢を考え、多種多様な生活再建シナリオを検討する。
- ②プランナーの立場から、市街地復興のあるべき姿を考え、市街地復興シナリオを検討する。
- ③個人の生活再建と市街地復興のバランスを図り、生活再建の視点から市街地復興シナリオを検証する。

### 国における今年度の取組

- 地方公共団体職員における市街地復興計画策定訓練を試行するため、国から地方公共団体に対し、有識者やコンサルタントを派遣。(訓練指導のための有識者の派遣や訓練に必要な資料等の作成支援等を行う)
- 市街地復興計画策定訓練の試行から得られた訓練のあり方や課題等を整理し、地方公共団体向けの復興事前準備に係るガイドラインの作成等を行う。



※市街地復興計画策定訓練の流れ(概ね所要1日)



## 2. 大規模地震など 最近の災害対応の動きについて

---

## 1. 津波対策

## 2. 地震対策

-密集市街地の早期改善

-宅地防災対策 など

## 3. 水害対策

## 4. その他の対策

-避難場所等のピクトグラムの標準化

-情報取得困難者(外国人)対策

# 1. 津波対策（1）南海トラフ地震対策特別措置法の概要 国土交通省

## 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

## 基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

## 推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める  
地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

## 対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

## 南海トラフ地震防災対策推進協議会

## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

## 津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

## 津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

## 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

# 1.(2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく区域指定 国土交通省

## 指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

## 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定



## 指定基準案の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
  - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
  - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

推進地域の指定地域

特別強化地域の指定地域

## 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

# 1.(3) 津波避難対策特別強化地域 指定市町村一覧

都府県名	市町村名
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡古田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町
大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

## 1.(4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ①津波避難対策

▶都市公園事業、街路事業、都市防災総合推進事業等により、避難地、避難路、津波避難タワー等の整備を推進。

▶地方公共団体による津波避難ビル等の指定。

(平成23年10月31日現在 30道府県で3,986棟を指定)

▶ハザードマップ等による地域住民への危険性の周知。

高台に避難するための  
避難路・避難階段の整備  
(新潟県糸魚川市)



津波避難タワーの整備  
(高知県四万十市)



津波防災マップの作成  
(大阪府貝塚市)



## ②津波防災拠点の整備

## 事業概要

南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する(防災・安全交付金)。

## 交付対象

- ①計画策定支援に要する費用:計画策定費、コーディネート費
- ②公共施設等整備:地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備
- ③用地取得造成:津波防災拠点のために必要な公共施設、公益的施設(教育施設、医療施設等)の用地取得造成

## 施行地区要件

次の要件を全て満たす一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域の指定地域を有する市町村の区域内であること。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。

(推進計画に都市のコンパクト化の方針が記載されており、拠点整備の計画が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないもの。)

※原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり5ヘクタールまでとする。

## 交付金事業者

地方公共団体

## 基礎額

1/2

## 津波防災拠点イメージ

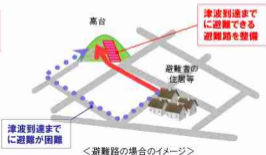
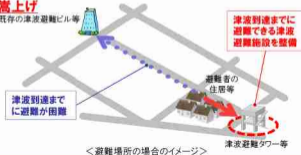


## ③都市防災総合推進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

・南海トラフ地震による津波発生に備え、津波からの迅速かつ円滑な避難のために必要な避難場所、避難路の整備について、防災・安全交付金(都市防災総合推進事業)の**交付率を現行の1/2から2/3に**

**高上げ**

既存の津波避難ビル等



## &lt;対象要件&gt;

津波避難対策特別強化地域(南海トラフ特措法第10条)において、津波避難対策緊急事業計画(南海トラフ特措法第12条)に基づき実施される事業で、以下の全ての要件(国土交通省告示第412号)を満たすものが対象となる。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項に規定する推進計画その他の津波からの居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画(第四号において「津波避難計画」という。)に当該事業に関する事項が記載されていること。
- 二 居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること。
- 三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所(一時的な避難の用に供するものに限る。)又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること。
- 四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること。

南海トラフ地震による津波から人命を守るために不可欠な避難路・避難場所の迅速な整備が図られる



# 1. (4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

## ④ 防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

### 【目的】

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

### 【事業計画の策定等】

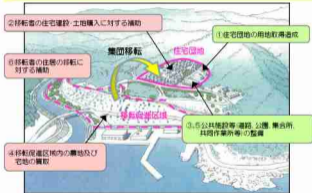
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、集団移転促進事業計画を定める。

### 移転促進区域

災害が発生した地域又は災害危険区域(建築基準法第39条)のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域。

### 住宅団地の規模

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要



### 国庫補助の対象となる経費

(本書きは南海トラフ特別措置法における拡充内容)

- ① 住宅団地(住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用  
※分譲する場合は分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費  
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買収に要する費用  
(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買収する場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引越し費用等)に対する補助に要する経費

### 地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

### 補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



## 1. (4) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ④ 防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

#### ▶ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく集団移転促進事業について

##### 通常に比べ拡充されている事項

- 南海トラフ地震対策特別措置法第16条に規定する特例を受けて実施される集団移転促進事業の補助対象経費について、以下の事項を拡充
  - 住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設（高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他迅速な避難の確保を図るため特に配慮を必要とする者が利用する施設）の敷地の用地取得及び造成（関連する公共施設整備を含む。）以下同じ。）に要する経費を補助対象化
  - 当該要配慮者施設の敷地の用地取得及び造成に要する経費を現行の補助限度額に追加
- 住宅団地（要配慮者施設含む）の用地を譲渡する場合における、当該住宅団地の用地取得及び造成に要する経費が当該住宅団地の用地の譲渡対価を超える場合の差額を補助対象化
- 要配慮者施設に関連する住居（以下、「関連住居」）が多数存在していることなどにより、関連住居等の移転を一つの集団移転促進事業で実施することが困難な場合は、「関連住居等の移転に関する計画（全体計画）」を集団移転促進事業計画と併せて提出することで、合意形成が図られた地区から順次段階的に集団移転促進事業を実施する、集団移転促進事業の弾力的な運用が可能

##### 要件

- 要配慮者施設の用に供する土地の取得及び造成を行う場合においては、
  - 要配慮者施設の用に供する土地の面積は当該要配慮者施設の移転前の土地の面積と同等の面積を上限とすること
  - 要配慮者施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に要配慮者施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とすること等が要件

##### 留意点

- 拡充内容の活用にあたっては南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業を記載する必要がありますが、この場合、あわせて防集法第3条に基づく防災集団移転促進事業計画を策定する必要があり、手続きを並行して進めることが必要

## 2. 地震対策（1）首都直下地震対策特別措置法の概要

**首都直下地震緊急対策区域の指定** [内閣総理大臣]【中央防災会議に諮問・答申】

**【緊急対策推進基本計画】** [閣議決定]

・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項 ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等	地方緊急対策実施計画の作成等
<p>○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画(政府業務継続計画) [閣議決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項</li> <li>・行政中枢機能の一時的代替に関する事項 等</li> </ul> <p>※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる</p>	<p>○地方緊急対策実施計画 [緊急対策区域を含む都県知事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油コンビナート等の改築、補強</li> <li>・木造密集地域対策</li> <li>・帰宅困難者対策</li> <li>・ライフラインの確保 等</li> </ul> <p>○住民防災組織の認定 [緊急対策区域を含む都県知事]</p>
首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置	特定緊急対策事業推進計画等
<p>○<b>首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定</b> [内閣総理大臣]</p> <p>○首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成[当該地区を含む地方公共団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項</li> <li>・首都直下地震が発生した場合の滞り者等の安全確保に関する事項 等</li> </ul> <p>※地方公共団体、国、事業実施者からなる首都中枢機能維持基盤整備等協議会の協議が必要</p> <p style="text-align: center;">⇓ 内閣総理大臣の認定</p> <p>○首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可の特例 等</li> </ul>	<p>○特定緊急対策事業推進計画の作成 [緊急対策区域を含む地方公共団体]</p> <p style="text-align: center;">⇓ 内閣総理大臣の認定</p> <p>○特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設等についての建築基準法上の用途制限の緩和</li> <li>・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
<p>地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等</p>	

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る (出典)第34回中央防災会議(平成26年3月28日)

## 2.(2) 首都直下地震対策特別措置法に基づく区域指定 国土交通省

### 首都直下地震緊急対策区域の指定

#### 指定基準案の概要

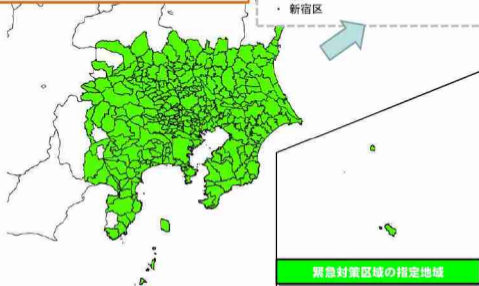
- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

### 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

- 首都中枢機関の**集積状況**、**昼夜間人口**を考慮し、下記の4区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定

#### 【指定案】

- ・ 千代田区
- ・ 中央区
- ・ 港区
- ・ 新宿区



## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ① 密集市街地の早期改善(現状)

- 老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地は、大都市圏を中心に存在し、地震時の家屋倒壊や大火の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける可能性が極めて高く早急な整備改善が課題
- このような密集市街地のうち、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地は、全国に4,547ha存在する。(H26末時点)

【地震時等に著しく危険な密集市街地 (H24年10月公表時)】



## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ① 密集市街地の早期改善(改善整備の取組)

阪神・淡路大震災を教訓として密集市街地の安全性向上のための取組みが本格化

密集市街地 約25,000ha

\* 住宅密度、延焼危険性、幅員4m以上道路へ接道している宅地率などで推計

重点密集市街地  
約8,000ha

#### 都市再生プロジェクト【第3次決定(H13.12)】

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(全国約8,000ha)を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保する。  
※最低限の安全性:不燃領域率40%以上又は木防率2/3未満

推進

「社会資本整備重点計画」への位置付け (H15)

「住生活基本計画(全国計画)」への位置付け (H18)

平成21年度末 約38%の進捗

地方公共団体の意見等も踏まえ、従来の「延焼危険性」に加え、「避難困難性」をあわせて考慮した新たな指標を設定し、目標と区域を見直し

新たな重点密集市街地  
約6,000ha

#### 「住生活基本計画(全国計画)」の全部変更 (H23.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約6,000haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

#### 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表 (H24.10)

全国の17都府県・41市区町において、合計197地区、5,745ha存在

平成27年度末速報  
約4,450ha

#### 新たな「住生活基本計画(全国計画)」 (H28.3)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約4,450haを平成32年度(2020年度)までに概ね解消する。

## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ① 密集市街地の早期改善(改善整備の取組)

住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶきめ細やかな取組みにより密集市街地の改善整備を促進する。

地震時等に著しく  
危険な密集市街地

現状(2015(H27)年度末速報)

約4,450ha



目標(2020(H32)年度末)

おおむね解消

#### 道路等による「防災環境軸」の形成

整備の目的:

- ・市街地大火の延焼防止
- ・広域避難の確保(最終避難地までの避難路の確保)

道路等の整備と、沿道建築物の不燃化

広域的避難場所の整備



#### 街区内部の整備

整備の目的:

- ・街区レベルの延焼防止による市街地大火への拡大の抑止
- ・一次避難路の確保

老朽建築物の除却、空地の整備、避難路の確保、沿道の耐震化

共同建替による不燃化

事業的手法による取組み  
(基盤整備、建物整備等)

+

規制的手法による取組み  
(都市計画・建築規制等)

+

その他ソフト的手法による取組み  
(消防強化、意識啓発、避難訓練等)

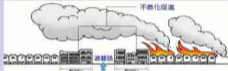
「社会資本整備総合交付金」「防災・安全交付金」や、先進事例のノウハウ周知等により地方公共団体の取組みを支援

## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ① 密集市街地の早期改善(延焼遮断帯の形成)

#### 延焼遮断帯の形成

都市計画道路の整備や沿道建築物の不燃化により、街区間の延焼を防止する延焼遮断帯を整備する。



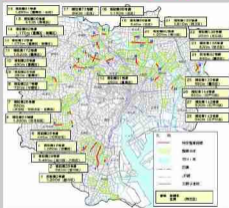
避難者の安全を確保するとともに、隣接する地区への延焼の拡大を防止



#### 都市計画道路の整備

##### ○ 特定整備路線の整備(東京都)

東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、延焼遮断帯となる主要な都市計画道路(特定整備路線)28区間(延長26km)を指定し、2020年度までに重点的に整備を行う。



#### 沿道建築物の不燃化

##### ○ 都市防災不燃化促進(都市防災総合推進事業)

地方公共団体が指定する**不燃化促進区域**において、  
 ・建築物の**除却費・補償費**、耐火・準耐火建築物の**建築費への助成**(交付率1/2)  
 ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針・事業計画の作成等(交付率1/3) **を支援**する。

##### <主な交付条件>

	避難地・避難路等に係るもの (地域防災計画などの都市防災に関する計画に位置付けられたもの)	特定地区防災施設 <sup>※</sup> に係るもの (※密着法532)
土地利用	防火地域(準じる規制地域を含む)、特定防災街区整備地区	防災街区
<b>不燃化促進区域の範囲</b>	避難地 : 周辺120m 避難路 : 沿道30m 面積要件 : 概ね1.5ha以上	沿道1宅地分面積要件なし
高さ制限	7m以上(例外あり)	5m以上

##### <不燃化のイメージ>





## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

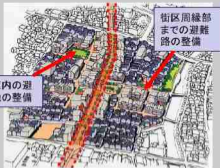
### ① 密集市街地の早期改善(地区の不燃化と閉塞の解消)

#### 地区の不燃化と閉塞の解消

街区内建築物の不燃化や避難地・避難路の整備により、街区内の延焼防止や避難経路の確保を図る。

#### 避難地・避難路の整備

- 避難地・避難路等の整備(都市防災総合推進事業)  
街区内の公園などの避難地やこれらの避難地や街区周縁部までの避難路の整備を支援する。  
(交付率1/2等)



#### <避難路整備のイメージ>



#### 街区内の建築物の不燃化

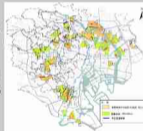
- 不燃化特区制度(東京都)  
東京都では、木造住宅密集市街地の整備地域(約6,900ha)において、区からの提案を受け、**不燃化助成の上乗せ、都税の減免**など特別な支援を行っている。

#### <不燃化に係る支援>



#### <不燃化特区の指定>

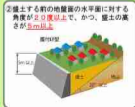
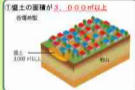
区からの提案に基づき53地区(約3,100ha)が事業実施中。不燃化特区制度の実施により、まちの不燃化を促進。



## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ② 宅地防災対策(大規模盛土造成地滑動崩落対策)

#### ○大規模盛土造成地とは



#### ○大規模盛土造成地の変動予測調査

大規模盛土造成地マップ等の作成による住民への情報提供のための調査や、対策工事箇所の特定につながる調査に要する費用の一部を補助(補助率1/3)



#### 第一次スクリーニング

宅地造成前後の地形図などから盛土造成地の位置及び規模を把握し、大規模盛土造成地を抽出する

#### 大規模盛土造成地マップの作成・公表

第一次スクリーニングの結果に基づいて、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップを作成・公表

#### 第二次スクリーニング計画の作成

滑動崩落の危険性などから第二次スクリーニングの優先度を判定する

#### 第二次スクリーニング

現地踏査や安定計算により滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地を抽出する。

#### ○変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況 (H27.1.1現在)

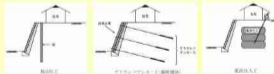
	市区町村別	①に占める割合
①全市町村	1742	100.0%
②大規模盛土造成地の有無等の確認(第一次スクリーニング)完了	890	51.1%
③うち第一次スクリーニング完了	717	41.2%
④うち第一次スクリーニング結果をホームページで公表済(③+④)	180	10.3%
⑤大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	85	4.9%
⑥大規模盛土造成地マップの公表	85	5.5%
⑦うち農林省の変動危険性確認(第二次スクリーニング)完了(⑤+⑥)	7	0.4%
⑧全ての箇所で見逃しおそれなし	7	0.4%
⑨一部又は全部の箇所で見逃しおそれあり	0	0.0%
⑩変動予測調査対応済(⑤+⑥)(結果公表済)	92	5.3%

※ 公表済とした平成27年1月1日現在の国土利用計画、平成27年4月1日現在の国土利用計画を参照してください。

第一次スクリーニング結果(大規模盛土造成地マップ等)の公表率を平成28年度までに50%とすることを目標としている。

#### ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助(補助率1/4(公益性の高さ等が認められるものについては1/3))



### ② 宅地防災対策(宅地の液状化対策)

#### ○ 宅地の液状化による変動予測調査

宅地の液状化による被害の可能性判定のための調査等に要する費用の一部を補助(補助率1/3)



#### 宅地の液状化可能性判定に係る技術指針 (H25.4.1公表)

- ・ボーリングデータを基に各種数値を算定し、3段階で評価
- ・中地震(震度5程度)に対する液状化被害の可能性の程度を示すもの
- ・民間の自主的な取り組みや液状化マップ作成に活用されることを期待

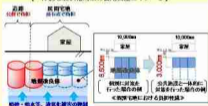


顕著な液状化被害の可能性が高いと判断され、公共施設と宅地との一体的な液状化対策を行う場合

#### ○ 宅地液状化防止事業

公共施設と宅地との一体的な液状化対策に要する費用の一部を補助(補助率1/4)

【一体的な液状化対策の費用負担のイメージ】



#### 市街地液状化対策推進ガイドンス (H25.4.1公表)

- ・公共施設と宅地との一体的な液状化対策の推進に関する技術的助言
- ・対策の目標値、対策工法の検討プロセス、事業完了後の維持・管理に係る留意点等を示したもの



## 2.(3) 防災まちづくりにおける今後の重点課題

### ③主要駅周辺等における対策

- 首都直下地震発災時には、大都市の結節点周辺等において、避難者・帰宅困難者等による混乱や、建物損壊・交通機関の麻痺等により甚大な人的・物的・経済的被害が想定される。
- 都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図るため、**官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策**へ支援を実施。

#### ■ 都市再生安全確保計画制度(都市安全確保促進事業)の概要

#### ■ 都市再生安全確保計画等の策定状況

(平成28年3月末時点、国土交通省都市局調べ)



##### ＜都市再生安全確保計画＞

都道府県
東京都
大阪府
兵庫県
千葉県
埼玉県
東京都(2)
東京都(3)
東京都(4)
東京都(5)
東京都(6)
東京都(7)
東京都(8)
東京都(9)
東京都(10)
東京都(11)
東京都(12)
東京都(13)
東京都(14)
東京都(15)
東京都(16)
東京都(17)
東京都(18)
東京都(19)
東京都(20)
東京都(21)
東京都(22)
東京都(23)
東京都(24)
東京都(25)
東京都(26)
東京都(27)
東京都(28)
東京都(29)
東京都(30)
東京都(31)
東京都(32)
東京都(33)
東京都(34)
東京都(35)
東京都(36)
東京都(37)
東京都(38)
東京都(39)
東京都(40)
東京都(41)
東京都(42)
東京都(43)
東京都(44)
東京都(45)
東京都(46)
東京都(47)
東京都(48)
東京都(49)
東京都(50)
東京都(51)
東京都(52)
東京都(53)
東京都(54)
東京都(55)
東京都(56)
東京都(57)
東京都(58)
東京都(59)
東京都(60)
東京都(61)
東京都(62)
東京都(63)
東京都(64)
東京都(65)
東京都(66)
東京都(67)
東京都(68)
東京都(69)
東京都(70)
東京都(71)
東京都(72)
東京都(73)
東京都(74)
東京都(75)
東京都(76)
東京都(77)
東京都(78)
東京都(79)
東京都(80)
東京都(81)
東京都(82)
東京都(83)
東京都(84)
東京都(85)
東京都(86)
東京都(87)
東京都(88)
東京都(89)
東京都(90)
東京都(91)
東京都(92)
東京都(93)
東京都(94)
東京都(95)
東京都(96)
東京都(97)
東京都(98)
東京都(99)
東京都(100)

##### ＜エリア防災計画＞

都道府県
東京都
東京都(1)
東京都(2)
東京都(3)
東京都(4)
東京都(5)
東京都(6)
東京都(7)
東京都(8)
東京都(9)
東京都(10)
東京都(11)
東京都(12)
東京都(13)
東京都(14)
東京都(15)
東京都(16)
東京都(17)
東京都(18)
東京都(19)
東京都(20)
東京都(21)
東京都(22)
東京都(23)
東京都(24)
東京都(25)
東京都(26)
東京都(27)
東京都(28)
東京都(29)
東京都(30)
東京都(31)
東京都(32)
東京都(33)
東京都(34)
東京都(35)
東京都(36)
東京都(37)
東京都(38)
東京都(39)
東京都(40)
東京都(41)
東京都(42)
東京都(43)
東京都(44)
東京都(45)
東京都(46)
東京都(47)
東京都(48)
東京都(49)
東京都(50)
東京都(51)
東京都(52)
東京都(53)
東京都(54)
東京都(55)
東京都(56)
東京都(57)
東京都(58)
東京都(59)
東京都(60)
東京都(61)
東京都(62)
東京都(63)
東京都(64)
東京都(65)
東京都(66)
東京都(67)
東京都(68)
東京都(69)
東京都(70)
東京都(71)
東京都(72)
東京都(73)
東京都(74)
東京都(75)
東京都(76)
東京都(77)
東京都(78)
東京都(79)
東京都(80)
東京都(81)
東京都(82)
東京都(83)
東京都(84)
東京都(85)
東京都(86)
東京都(87)
東京都(88)
東京都(89)
東京都(90)
東京都(91)
東京都(92)
東京都(93)
東京都(94)
東京都(95)
東京都(96)
東京都(97)
東京都(98)
東京都(99)
東京都(100)

##### ＜自治体＞

自治体
東京都(1)
東京都(2)
東京都(3)
東京都(4)
東京都(5)
東京都(6)
東京都(7)
東京都(8)
東京都(9)
東京都(10)
東京都(11)
東京都(12)
東京都(13)
東京都(14)
東京都(15)
東京都(16)
東京都(17)
東京都(18)
東京都(19)
東京都(20)
東京都(21)
東京都(22)
東京都(23)
東京都(24)
東京都(25)
東京都(26)
東京都(27)
東京都(28)
東京都(29)
東京都(30)
東京都(31)
東京都(32)
東京都(33)
東京都(34)
東京都(35)
東京都(36)
東京都(37)
東京都(38)
東京都(39)
東京都(40)
東京都(41)
東京都(42)
東京都(43)
東京都(44)
東京都(45)
東京都(46)
東京都(47)
東京都(48)
東京都(49)
東京都(50)
東京都(51)
東京都(52)
東京都(53)
東京都(54)
東京都(55)
東京都(56)
東京都(57)
東京都(58)
東京都(59)
東京都(60)
東京都(61)
東京都(62)
東京都(63)
東京都(64)
東京都(65)
東京都(66)
東京都(67)
東京都(68)
東京都(69)
東京都(70)
東京都(71)
東京都(72)
東京都(73)
東京都(74)
東京都(75)
東京都(76)
東京都(77)
東京都(78)
東京都(79)
東京都(80)
東京都(81)
東京都(82)
東京都(83)
東京都(84)
東京都(85)
東京都(86)
東京都(87)
東京都(88)
東京都(89)
東京都(90)
東京都(91)
東京都(92)
東京都(93)
東京都(94)
東京都(95)
東京都(96)
東京都(97)
東京都(98)
東京都(99)
東京都(100)

##### ＜参考＞

都市再生安全確保計画制度(国土交通省ホームページ)  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_ek\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_ek_000049.html)

※都市再生安全確保計画  
都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な避難経路、避難施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画  
※エリア防災計画  
1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード対策等に対して国が支援

## ④地下街における安全確保

地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化も進んでいること等から、ハード・ソフトからなる地下街の防災対策を推進する。

- 「地下街安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理会社又は協議会に対して、地下街の安全点検や「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

地下街の費用負担は1/3

平成28年度に制度拡充  
浸水対策を実施するための地下街防災  
推進計画の策定や計画に基づき実施される  
浸水対策事業を補助対象事業に追加

「地下街の安心避難対策ガイドライン」

(地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言)

地下街管理会社等による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

<計画策定>

- 安全点検調査
- 施設改修計画の作成
- 関係者の合意形成 等



計画に基づく  
対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



天井板等の補修



備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行う  
デジタルサイネージ



非常用発電設備の  
機体補修



周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進

### 3. 水害対策（１）局地化・集中化・激甚化する降雨等への対応を巡る動き

○時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化  
→既に明らかに雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉える。

#### 災害に対する脆弱性

- 「国土」が脆弱
- 文明の進展に伴い、「都市」、「人」が脆弱に

#### 最悪の事態の想定

- 地震：最大級の強さを持つ地震動を想定
- 津波：最大クラスの津波を想定
- 洪水等：未想定

○「比較的発生頻度の高い降雨等」は、施設によって防御。それを超える降雨等は、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要。

○最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、これらについての今後の検討の方向性についてとりまとめ

#### 命を守る

- 「行動指南型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を旨とする。
  - ①最大クラスの洪水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成し、様々な機会における提供を通じた災害リスクの認知度の向上
  - ②防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化による状況情報の提供
  - ③個々の市町村による避難勧告等の現在の枠組み・体制では対応困難な大規模水害等に対し、国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン（時系列の行動計画）の策定 等

#### 社会経済の壊滅的な被害を回避する

- 最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す。
  - ①最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
  - ②応急活動、復旧・復興のための防災関係機関、公益事業者の業務継続計画作成を支援
  - ③被害軽減・早期の業務再開のため、水害も対象とした企業のBCPの作成を支援
  - ④国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備と関係者一体型タイムラインの策定
  - ⑤TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化 等

### 3.(2) 関連する法改正の概要

#### ■土砂災害防止法改正の概要 (H26.11.12成立)

平成26年8月豪雨により広島市北野で発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

##### 背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

##### 改正法の概要

###### 土砂災害の危険性のある区域の明示

###### 基礎調査の結果の公表

- ▶ 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

###### 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要請

- ▶ 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。(国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を定期的に公表(法に基いた基本情報提供))

###### 円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

###### 土砂災害警戒情報の市町村長への通知

- ▶ 避難勧告等の発令に資するため、
  - ① 土砂災害警戒情報について、新たに法律上に関与するものとし、
  - ② 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係する市町村の長に通知すること、
  - ③ 都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

###### 避難勧告等の内容の精簡化

- ▶ 市町村が避難勧告等の発令のための取置を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な取置を行うことを義務付ける。

###### 避難体制の充実・強化

###### 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- ▶ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に關する事項、避難経路の実態に關する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- ▶ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、高齢施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

###### 国による援助

###### 国土交通大臣による調査、情報の提供等の援助に係る努力義務

- ▶ 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な調査、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

#### ■水防法等改正の概要 (H27.5.13成立)

多発する浸水被害への対応を図るため、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策(ハード対策)、比較的生産性の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策(ソフト対策)、

※1:内水・内水・内水による被害を軽減するために必要。

##### 背景・必要性

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、従来の想定を超える浸水被害が多発。近年における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力が必須。
- 今後、更強化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の整備が乏しく、予防保全を中心とした積極的維持管理・更新により、下水道維持・修繕に確保することが必要。
- 内水千一基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要。



##### 改正法の概要

※ 多発する浸水被害への対応を図るため、ハード/ソフト両面からの対策を推進する。

###### 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策【ソフト対策】

- ▶ 現行の洪水に係る浸水想定区域<sup>※2</sup>について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡大。
- ▶ 新たに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設け、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表。



※2:浸水想定区域、市町村地域防災計画に洪水等に関する取置方法、避難場所、避難経路等を定めるため、内水千一基本計画に基づき、当該地域の状況に応じた浸水想定区域を設定し、当該地域の状況に応じた浸水対策を推進する。

###### 比較的生産性の高い内水に対する地域の状況に応じた浸水対策【ハード対策】

###### 民間設備による浸水対策の推進

###### 雨水貯留に特化した公開下水道の導入

▶ 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を活用し、浸水の防止を促すため、浸水被害対策区域(※3)を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が指定に基づき管理する制度等を設け、

▶ 雨水貯留施設

▶ 雨水貯留施設に特化した公開下水道の導入

▶ 内水処理地域の更強化に伴い、下水道による浸水被害を軽減し得る地域において、雨水貯留に特化した下水道整備を可能とするよう措置を講ずる。

※3:浸水被害対策区域、市町村地域防災計画に浸水等に関する取置方法、避難場所、避難経路等を定めるため、内水千一基本計画に基づき、当該地域の状況に応じた浸水対策を推進する。

###### 持続的な機能確保のための下水道管理

###### 下水道の維持修繕基準の厳格化

- ▶ 下水道の維持修繕基準を厳格するとともに、事業計画の重要事項として点検の方法・頻度を追加。

###### 地方公共団体への支援の強化

- ▶ 下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度を創設(現在は協議会制度を推進)。
- ▶ 地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団が、高度な技術力と豊富な資金を駆使して事業の維持・修繕を支援し、併せて代行制度を導入。

###### 再生可能エネルギーの活用促進

- ▶ 下水道の管内に、再生可能エネルギーによる熱交換機の設置を可能とする規制緩和を実施。

### 3. (3) 水害時における避難・応急対策の今後のあり方(平成28年3月)

#### 平成27年9月関東・東北豪雨災害における課題

- 避難勧告等を発令するタイミングや区域を事前に決めていなかった。
- 要配慮者利用施設における避難計画を事前に決めていなかった。
- 発災時の混乱を未然に防ぐための準備・体制が不十分であった
- 避難所をはじめとした被災後の生活環境の確保が不十分であった。など

#### 今後の対策の方向性

- 東日本大震災を踏まえて充実が図られてきた**既存の仕組みを十分に活用**
- そのため、**以下に示す実用的な対策**に取り組むとともに、**実効性確保のための訓練**を実施

#### 1. 水害に強い地域づくり

- 住民による自主的な防災活動の推進
- 水害保険・共済の普及促進

#### 2. 実効性のある避難計画の策定

- ハザードマップ、避難計画の改善
- 病院等における避難確保計画の策定
- 指定緊急避難場所の指定促進

#### 3. 適切な避難行動を促す情報伝達

- 避難勧告等の躊躇なき発令
- 避難勧告等の確実な伝達
- 平時からの“顔の見える関係”の構築

#### 4. 行政の防災力向上

- 研修・訓練等による防災体制の強化
- 業務継続計画の策定促進

#### 5. 被災市町村の災害対応支援

- 水害対応の手引きの作成・周知
- 被災市町村を支援する体制の確保

#### 6. 被災生活の環境整備

- 避難所を拠点とした被災者の支援
- 医療サービスの確保
- 早期の災害廃棄物処理、防犯対策の徹底

#### 7. ボランティアとの連携・協働

- ボランティアとの積極的な連携

#### 今後の検討課題

- ◆ 人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方
- ◆ 被災市町村への災害対応支援の仕組み



#### 4. その他の対策（1）避難場所等のピクトグラム標準化の取組

- 災害による人的被害を低減するため、地域住民のみならず、観光客等も安全な場所へ素早く避難できるよう、JISZ8210(案内用図記号)を改正し、災害種別を表す図記号等を新たに追加。
- 災害種別ごとの避難場所の方角・距離など、迅速な避難を可能とする情報を、共通の標識として設置するため、標識に記載する情報に関するルールを定めた、災害避難誘導標識システムに関するJISZ9098を制定。

##### ■JISZ8210(案内用図記号)の改正 災害種別一般図記号を新たに追加

災害種別	追加された災害種別一般図記号	追加された注意図記号
津波	津波・高潮 〔従来の図記号を活用、一般図記号も作成〕	
高潮		
洪水	洪水	
内水氾濫	内水氾濫	
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り	
	土石流	
大規模な 火事	大規模な 火事	

- ##### ■JISZ9098(災害避難誘導標識システム)の制定
- ・標識に含まれるべき情報についての規程に加え、標識を避難場所に至る道のりに一連のものとして途切れることなく設置することも規程
  - ・災害ごとに避難場所の適否が分かるように「適不適表示マーク」を規程



組合せ式による記載例



避難場所標識の記載例

内閣府防災担当及び消防庁から、各都道府県防災部局宛の事務連絡（H28. 3. 23付）において、当該JISに基づき標識を整備していただくよう依頼している。

## 4. (2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について①

### 1. 外国人(主にインパウト)が大規模災害に遭遇した場合の避難・誘導に係る問題点・課題

#### (1) 災害情報の取得が困難な外国人への対応 (正確で平易な多言語情報の発信)

- H27年の訪日外国人は過去最大(1,974万人)、今後も増加見込(H32政府目標3,000万人)
- 個人旅行者が最も多く、国籍によって40~90%  
※日本語でのコミュニケーション困難、地震等不慣れ  
※発災後の周辺状況や避難場所の把握困難
- 鉄道利用の移動が多く、主要ターミナル駅や観光地への集中(正確で平易な多言語情報不足)

#### ◆訪日外国人の周遊状況



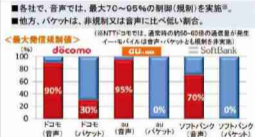
NAVITIME DATA (外国人専用スマホアプリ)より作成

#### (2) 発災後の情報入手手段の多様性／継続性 (情報インフラ耐災害性)の確保

- プッシュ型の情報入手手段の不足  
※海外携帯端末による緊急地震速報等の入手困難(多言語での入手不可)  
※国際ローミングの利用者は少数
- 情報入手手段の利用制約(携帯の通話制限、携帯経由のメール、インターネット利用の輻輳)
- 利用継続性懸念(停電、スマホ等のバッテリー枯渇)

#### ◆東日本大震災における通信の輻輳状況

##### 通信集中による混雑



総務省資料(大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について)

## 4. (2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について②

### 2. 現在の取組状況 (①民間企業等)

#### (1) Wi-Fiアクセスポイント(AP)の整備状況

- 東京23区では主要ターミナル駅を中心として着実な整備を実施

##### <ソフトバンクAP>

約51,500箇所 (2015年12月末時点)

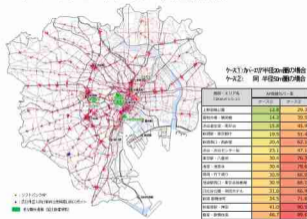
- <その他(観光庁公表:訪日外国人向け無料公衆無線LANスポット)>
- 約5,100箇所 (2015年7月21日時点)

※この他にも、docomo、KDDI等のAP整備済み

#### (2) 大規模災害時のWi-Fiサービス開放

- 災害用統一SSIDの整備『00000JAPAN』  
→被災者が「事業者との契約の有無に関らず」公衆無線LANを利用できる仕組みの構築
- NTT、Softbank等も、災害時にはWi-Fiアクセスポイントを開放

#### ◆Wi-Fiアクセスポイント(AP)の整備状況



#### ◆00000JAPANの利用イメージ

##### (無線LANビジネス推進連絡会 Wi-Biz)



ガイドラインダウンロード▶  
[http://www.wlan-business.org/wp/wp-content/uploads/2015/03/Wi-Fi\\_Free\\_Guideline\\_Ver.2.0\\_20150302\\_ja.pdf](http://www.wlan-business.org/wp/wp-content/uploads/2015/03/Wi-Fi_Free_Guideline_Ver.2.0_20150302_ja.pdf)

## 4. (2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について③

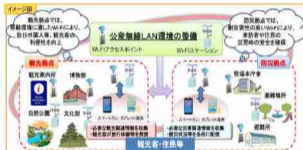
### 2. 現在の取組状況 (②関係省庁)

#### (1) 総務省の取組

- 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業  
(外国人受入環境整備や地域活性化等)
- デジタルサイネージの共通仕様化検討
  - ①新規システム、既往システムへの対応
  - ②「電源」「ネットワーク」の利用可否想定
  - ③アクセス集中時の体制検討

#### ◆観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

観光拠点及び防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部補助を行う事業



#### (2) 観光庁の取組

- 外国人旅行者向けアプリ(外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ)『Safety tips』
- 昨年8月にバージョンアップを実施
  - ①地震・津波に加え、水害や噴火等、その他の自然災害に関する情報を追加
  - ②4カ国語対応(英、中(繁/簡体字)、韓、日)

#### ◆外国人旅行者向けアプリ Safety tips

[http://www.mlit.go.jp/kankochou/news03\\_000136.html](http://www.mlit.go.jp/kankochou/news03_000136.html)

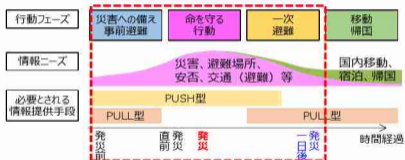


## 4. (2) 情報取得困難者(外国人)対策の取組について④

### 3. 外国人への災害情報提供上の課題、解決方法・手段(例)

外国人への災害情報提供上の課題	時期	課題の解決方法・手段(例)
【課題1】災害情報の取得が困難な外国人への対応	発災前 発災直後/後	・災害情報の多言語化、災害専門用語の統一化 ・災害情報(リアルタイム情報)の活用・公開
【課題2①】発災後の情報入手手段の多様性の確保(特にプッシュ型の情報入手)	発災前(平時含む) 発災直前 発災直後	・フリーWi-Fiスポット等の整備・普及 ・緊急地震速報の入手(キャリア依存性の解消) ・防災アプリの開発/普及・啓発 ・(同上) ・デジタルサイネージの共通仕様化、整備・普及
【課題2②】発災後の情報入手手段の継続性(情報インフラ耐災害性)の確保	発災直後 発災後	・通信関連施設・設備機器の無停電化 ・代替通信手段確保(V-Low帯等の活用) ・可搬・可動式設備機器の活用(トローン等)

#### ◆外国人への災害情報提供(必要とされる情報提供手段)



### 3. 東日本大震災への対応 について

---

# 1. 概況（1）被害の概要

## <東日本大震災の概要>

- ▶発生日時 平成23年3月11日（金）14時46分
- ▶震源 牡鹿半島の東南東130km付近
- ▶震源域 岩手県沖から茨城県沖
- ▶マグニチュード **9.0（観測史上国内最大規模）**
- ▶震度 震度7（宮城県北部）  
震度6強（宮城県南部・中部，福島県中通り・浜通り，茨城県北部・南部及び栃木県北部・南部）  
震度6弱（岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部，福島県会津，群馬県南部，埼玉県南部及び千葉県北西部）

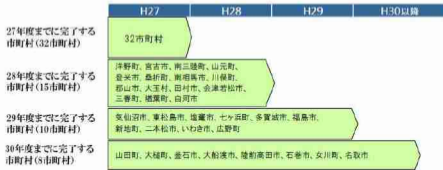
## <被害の概要>

平成27年10月9日時点 出典：警察庁ホームページより抜粋

- ▶人的被害 **死者15,893名**  
**行方不明者 2,567名**
- ▶建築物被害 全壊121,747戸  
半壊277,679戸

# 1.(2) 東日本大震災から5年 住まいの確保に関する事業の見通し 国土交通省

- 平成27年9月末時点住まいの確保に関する事業※1を行う66市町村のうち、平成27年度までに全て完了予定としている市町村は32市町村。  
○残りの34市町村は、平成30年度までにおおむね完了する見込み。



岩手県大槌町 大ケ口地区



宮城県女川町 大石原浜地区

※1「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業(帰還者向け災害公営住宅の整備に係る事業を除く)、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。



福島県相馬市 荒田地区

出典：復興庁ホームページより



## 2. 面整備事業の概要と取組状況 (1) 防災集団移転促進事業

被災地域において住民の居住に適当でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業

- ◆地方公共団体が被災した宅地を買い取り、再び津波等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように必要な建築制限が行われる。
- ◆地方公共団体が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸する。



### 東日本大震災での拡充内容

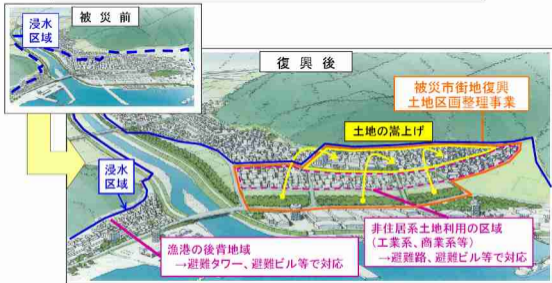
- ・補助限度額の引き上げ、戸当たり限度額の不適用(交付率3/4)
- ・住宅団地に関連する公益的施設(診療所等)の用地取得・造成費の補助対象化
- ・住宅団地の戸数要件の緩和(10戸→5戸)等

## 2.(2) 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、換地方式で権利を移転し土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更に関する事業を実施

### 東日本大震災対応での拡充内容

- ① 公共施設整備のための用地の先行取得の充実
- ② 防災上必要な土地の嵩上げ等に対する補助



## 2.(3) 津波復興拠点整備事業

### 背景

- ・今回の大震災では、公益的施設(学校・医療施設・官公庁施設等)、業務施設、住宅等、都市機能全般に甚大な被害。**地域全体にわたって復興させるには多くの期間が必要。**
- ・高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、**拠点を中心にコンパクトな市街地の形成を図る必要。**



- 都市生活・経済活動に不可欠な都市の諸機能を先行的に回復・集積することで、防災の拠点となる市街地を緊急に整備。
- 換地方式の土地区画整理事業とは別に、**用地買収方式による事業制度を創設し、復興全体をスピードアップ。**

### 住宅・公益系



### 業務系



岩手県宮古市の例

旧田老町の中心市街地において、防災集団移転促進事業により、住宅地を高台へ移転。津波被害のあった市街地では、土地区画整理事業により、一部の土地を嵩上げし、住宅地、産業用地等の集約化を実施。昨秋、高台等の完成を記念し、まちびらき記念式を開催(平成27年11月22日)。

<計画内容>

土地区画整理事業

- ✓ 施行面積 : 約19.0ha
- ✓ 施行期間 : 平成25～32年度
- ✓ 施行者 : 宮古市(UR事業受託)
- ✓ 全体事業費 : 約36.0億円
- ✓ 都市計画決定 : 平成25年3月15日
- ✓ 事業計画認可 : 平成25年5月28日
- ✓ 工事着手※ : 平成25年10月10日

※工事発注日

→平成28年3月18日 換地処分

防災集団移転促進事業

- ✓ 施行面積 : 約25.5ha
- ✓ 施行期間 : 平成24～28年度
- ✓ 施行者 : 宮古市(UR事業受託)
- ✓ 全体事業費 : 約112.4億円
- ✓ 計画戸数 : 230戸  
(うち民間宅地159戸)
- ✓ 大臣同意 : 平成25年1月29日
- ✓ 工事着手※ : 平成25年7月 ※工事発注日

→平成27年9月 造成完了



まちびらき記念式 H27.11.22



H27.8月 宮古市撮影

# (参考) 女川町中心部地区

## (土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業)

### 事業の特徴

- ✓ 津波の被害を受けた住宅地は、高台や嵩上げた区域に集約して移転。
- ✓ 復旧したJR女川駅周辺に商業地、公益施設等を早期整備。

### 土地区画整理事業の概要

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 【中心部地区】              | 【宮ヶ崎地区】              |
| ✓ 施行面積 : 約195.7ha    | ✓ 施行面積 : 約14.0ha     |
| ✓ 施行期間 : 平成24～30年度   | ✓ 施行期間 : 平成24～29年度   |
| ✓ 施行者 : 女川町 (UR事業受託) | ✓ 施行者 : 女川町 (UR事業受託) |
| ✓ 全体事業費 : 約447億円     | ✓ 全体事業費 : 約60億円      |
| ✓ 工事着手 : 平成25年3月15日  | ✓ 工事着手 : 平成25年3月14日  |

### 計 画 図



※陸上競技場跡地地区は、平成25年度に荒立地区は、平成26年度に先行して完成済。



女川駅開業 H27.3.21



駅周辺の商業施設オープン当日のにぎわい H27.12.23

# 赤岩港地区【宮城県気仙沼市】

## 赤岩港地区の概要

### 【宮城県気仙沼市】

- ✓ 施行面積 : 約 19.9ha
- ✓ 施行期間 : 平成24～28年度
- ✓ 施行者 : 気仙沼市

## 事業の特徴

- ✓ 赤岩港地区は、良好な立地条件を有しており、震災により甚大な被害を受けた水産加工場を集積し、水産加工業の拠点形成を図ることを目的とする。
- ✓ 都市計画決定 平成24年11月27日  
(平成26年12月15日 第3回変更)
- ✓ 事業計画認可 平成25年3月28日
- ✓ 工事着手※ 平成25年10月29日

※工事開始日

定点① (H27.12撮影)



出典: アジア航測株式会社

津波復興拠点整備事業  
【赤岩港地区】



定点② (H27.12撮影)



出典: アジア航測株式会社

## 計画図



赤岩港地区の被災状況



出典: アジア航測株式会社

定点③ (H27.12撮影)



出典: アジア航測株式会社

## 2.(4) 面整備事業の進捗状況(平成28年2月末時点)

- ・全ての事業について、全地区で法定手続きが完了。
- ・工事着手済みは、防災集団移転促進事業が329地区(99%)、土地区画整理事業が50地区(100%)、津波復興拠点整備事業が21地区(88%)。
- ・造成工事完了は、防災集団移転促進事業が239地区(72%)、土地区画整理事業が2地区(4%)、津波復興拠点整備事業が1地区(4%)となっている。

### 【被災3県の状況】

	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 <sup>注3)</sup>	造成完了済
防災集団移転促進事業	332地区 <sup>注1)</sup>	大臣同意 332地区(100%)	329地区(99%) <sup>注4)</sup>	239地区(72%)
土地区画整理事業	50地区 <sup>注1)</sup>	都市計画決定 事業認可 50地区(100%) 50地区(100%)	50地区(100%)	2地区(4%)
津波復興拠点整備事業	24地区 <sup>注2)</sup>	都市計画決定 事業認可 24地区(100%) 24地区(100%)	21地区(88%)	1地区(4%)

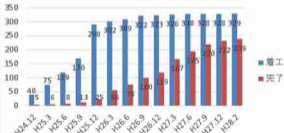
注1) 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数(災害分営住宅のみの地区を含む)

注2) 復興交付金が交付された地区数

注3) 工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数

注4) このほか、茨城県北茨城市の2地区において実施し、整備完了済み

防災集団移転促進事業の着工・完了地区数の推移



### 造成工事進捗状況の例

#### 防災集団移転促進事業【岩沼市玉浦西地区】



岩沼市玉浦西地区(平成27年7月)

民間住宅等用地: 全158戸

- ・平成25年12月  
造成工事一部完了(35戸)
- ・平成26年3月  
造成工事一部完了(16戸)
- ・平成26年4月  
造成工事全完了(107戸)
- ・平成27年7月  
まちなき

## 2.(5) 民間住宅等用宅地の供給実績と見込み (H28.2末時点) 国土交通省

○被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の民間住宅用の宅地供給については、現時点での全体計画戸数のほぼ全てについて造成工事に着手し、3割を超える宅地が完成するなど、概ね着実に進捗。



### 民間住宅等用宅地

地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

※計画戸数及び造成工事完了見込み戸数は、住まいの復興工程表(平成27年9月末現在)に基づく戸数

※福島県は、原子力災害により画整備事業の計画が未策定の地域があり、現時点ではこれらを除いて、計画の同意・認可を得た地区の戸数

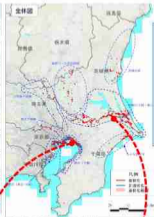


### 3. 宅地関係の被害と対策の概要 (1) 宅地の液状化

○東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

液状化による住家被害	
岩手県	3件
宮城県	140件
福島県	1,043件
茨城県	6,751件
群馬県	1件
埼玉県	175件
千葉県	18,674件
東京都	56件
神奈川県	71件
<b>合計</b>	<b>26,914件</b> (9都県80市町区部)

(H23.9時点)



国土交通省関東地方整備局  
公益社団法人地盤工学会 調査



宅地の傾斜被害と噴砂 / 千葉県浦安市

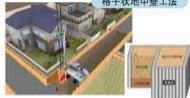


ライフラインの押し上げ現象 / 茨城県潮来市

再液状化対策の市別の取り組み状況 (H28.3現在)

復興交付金申請団体	12市	千葉県:6市 茨城県:5市 埼玉県:1市
調査・工務検討	12市	ひたおなか市、鹿嶋市、潮来市、福船市、 神栖市、久喜市、柏市、浦安市、我孫子市、 香取市、千葉市、習志野市
工事着手準備中	2市	浦安市、久喜市
現場着手済	5市	鹿嶋市、潮来市、神栖市、香取市、千葉市

格子状地中壁工法



地下水位低下工法



## 3(2) 造成宅地の滑動崩落被害と復興事業

○東日本大震災による地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、公共施設等への再度災害を防止するため、滑動崩落対策を推進する。



仙台市（西花苑）

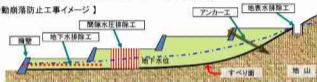


仙台市（折立二丁目）

### 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地において、再度災害を防止するために実施する緊急対策工事に対する支援。

【滑動崩落防止工事イメージ】



平成28年3月末現在

県名	市町村名	工事地区数	事業費 <sup>※</sup> (百万円)
岩手県	一関市	1	242
宮城県	仙台市	147	30,943
	塩竈市	3	496
	白石市	2	433
	亶理町	1	42
	利府町	1	58
福島県	福島市	1	72
	郡山市	2	73
	いわき市	2	1,457
	須賀川市	1	72
	二本松市	1	126
	桑折町	1	208
	矢祭町	1	350
	石川町	1	163
	広野町	1	145
	鏡石町	1	165
	櫻葉町	1	174
茨城県	西郷村	4	714
	ひたちなか市	4	523
	東海村	2	3,339
栃木県	鹿嶋市	1	575
	矢板市	3	873
合計		182	41,241
完了		179	-

※事業費は効果促進を含む

#### 4. 都市防災総合推進事業について

## (1) 都市防災総合推進事業の概要

(平成 28 年度予算 国費：防災・安全交付金 11,002 億円の内数)

### 1-1) 事業の目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、わが国の都市は、都市基盤施設が十分に整備されないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。また、東日本大震災では津波により甚大な被害が発生したところであり、大規模な地震による津波への対策をより一層強化することが求められている。

このため、密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、避難路・避難場所の整備や沿道建築物の不燃化、老朽木造建築物の除却、住民の防災活動への支援等を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

### 1-2) 事業の概要

#### ■都市防災の計画づくりに対する支援

○災害危険度判定調査 (交付率 1/3)  
建築倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波パルージョンなど市街地の災害危険度判定に関する調査に対して支援

○住民等のまちづくり活動支援 (交付率 1/3)  
地区住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針の作成に対して支援

○密集市街地緊急リノベーション事業 (交付率 1/2)  
都市計画道路の整備に併せ、防災環境軸の整備を促進するため、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、都市公園事業等の複数事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対して支援

#### ■計画に基づく事業実施に対する支援

○地区公共施設等整備 (交付率 1/2、1/3、2/3※)  
道路、公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設等の整備に対して支援

○都市防災不燃化促進 (交付率 1/2、1/3)  
避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火・準耐火建築物の建築費、建物除却費、補償費に対して支援

○木造老朽建築物除却事業 (交付率 1/3)  
「地震時等に著しく危険な密集市街地」における延焼危険性の低減を図るため、木造老朽建築物の除却に対して支援

#### ■大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援

○被災地における復興まちづくり総合支援事業 (交付率 1/2、1/3)  
大規模な災害により被災した被災地における復興まちづくりの計画策定から施設整備までを総合的に支援

※南海トラフ特措法第 13 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものは交付率 2/3

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

## ○ 都市防災総合推進業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（道路、公園等（防災ベンチ等を含む）） ・防災まちづくり拠点施設（津波避難タワー、防災備蓄倉庫等）	1/2 1/3※1 2/3※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1/2 1/3※1
⑤密集市街地緊急リノベーション事業	・整備計画策定 ・コーディネート	1/2
⑥木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/2 1/3※1

※1：地区公共施設等整備に関する用地費等は交付率1/3

※2：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2/3

## ○ 地区要件等

施行地区	以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画（地域防災計画など）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既存市街地</li> <li>・大規模地震発生の可能性の高い地域※3</li> <li>・指定市</li> <li>・道府県庁所在の市</li> <li>・重点密集市街地を含む市町村</li> <li>・DID地区</li> </ul>
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



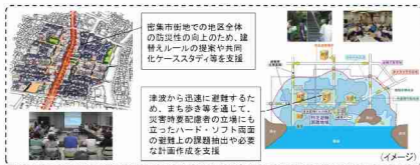
## (2) 都市防災総合推進事業の平成28年度拡充事項

- 住民の防災意識向上の向上に向けた防災まちづくり活動への支援  
(平成28年度当初)

防災まちづくり活動を実施する団体による啓発活動や防災のための計画づくり等の取組への支援を強化することで、住民が自ら考え行動する「自助」、住民相互あるいは地域コミュニティの中で助け合う「共助」の取組を推進し、都市の防災対応力向上を図る必要がある。

このようなことから現行の「住民等のまちづくり活動支援」の交付対象に、地方公共団体を通じた間接交付として以下のいずれかの要件を満たす地域のまちづくり団体を追加する。

- ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の特定非営利活動法人
- ・防災まちづくりを推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として市区町村からの指定を受けた団体



## (4) 密集市街地総合防災事業

(平成28年度予算 国費:住宅市街地総合整備促進事業費6.35億円(都市局))

### 【事業概要】

地方公共団体が地域ごとに協議会をつくり、民間事業者等との連携のもと、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の誘導・整備を行うなどにより、密集市街地の総合的な環境整備を行う事業。住宅局との共管事業として平成27年度に創設。

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

#### 事業条件

- ・複数の主体(地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災協議会)が連携する協議会があること
- ・区域に係る整備計画を策定すること 等

#### 対象事業

- 住宅戸数密度が一定以上等の要件を満たす密集市街地において、整備計画に基づき行われる、以下の事業
- ①社会資本整備総合交付金の基幹事業等の交付対象となる事業(補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)
  - 住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、防災街区整備促進事業、防災街区防災事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園等事業
  - ②以下の補助事業(民間事業者等に対する直接補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等に準じる。)
- 防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウェルネス住宅等推進事業、住宅確保要配慮者あしん居住推進事業
- ③総合防災促進事業

#### 補助率

- ①及び② 各事業の補助率、補助限度額に準じる。
  - ③ 地方公共団体 国1/2、それ以外 国1/3、地方1/3  
※ただし、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を上限とする。
- 以下の事項は、従来の事業(国1/3、地方1/3)よりも高い補助率を適用
- ・地区公共施設整備 国1/2、地方1/2
  - ※民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。
  - ・住宅・建築物の共同施設整備 国2/3、地方1/3

#### 事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者等



## 【参考1】都市防災総合推進事業の事業メニュー

### 1. 災害危険度判定調査

#### [目的]

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

#### [交付対象]

- ・建築倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査



<災害危険度判定調査の例>

[事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/3

### 2. 住民等のまちづくり活動支援

#### [目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

#### [交付対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[事業主体] 市町村、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体

[交付率] 1/3

### 3. 地区公共施設等整備

#### [目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。



#### [交付対象]

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路<sup>※1</sup>又は公園、広場等の地区公共施設<sup>※2</sup>
- ・防災まちづくり拠点施設<sup>※3</sup>（避難所、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備）

[事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構等

[交付率] 1/2（用地費は1/3）又は2/3<sup>※4</sup>

※1：工事費は幅員4m以上のもの、用地費は幅員4mを超える部分（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域はそれ以下も含む）、補償費は幅員6m（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域は4m）以上のものに限る。

※2：重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合の「避難経路転換用地」の取得等に係る費用を含む。

※3：用地費、補償費は交付対象外（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域は対象）

※4：南海トラフ地震特措法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものについての交付率は2/3

## 4. 都市防災不燃化促進

#### [目的]

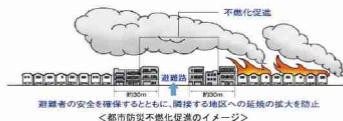
避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

#### [交付対象]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物又は準耐火建築物の建築費及び建築物の除却費、補償費への助成
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

[事業主体] 都道府県、市

[交付率] 1/2（調査等は1/3）



## 5. 密集市街地緊急リノベーション事業

### [目的]

地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）において、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定規模以上である場合に、面積要件の緩和を実施することにより、各種事業の総力を結集して防災環境軸の整備を推進する。

[交付対象] 整備計画作成、コーディネート

[事業主体] 都道府県、市町村、防災街区整備推進機構

[交付率] 1/2



### [面積要件緩和の内容]

事業名	面積要件の下限
都市再生区画整理事業	各種事業の面積要件の概ね1/2
市街地再開発事業	
防災街区整備事業	
都市防災総合推進事業(都市防災不燃化促進)	1,500㎡
都市公園事業(防災公園)	
防災公園街区整備事業	

## 6. 木造老朽建築物除却事業

### [目的]

地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）において、延焼危険性の大きな要因となっている木造老朽建築物の除却を推進し、密集市街地の早期改善を図る。

### [交付対象]

木造老朽建築物の除却に係る調査費、設計費、工事費

[事業主体] 民間事業者

[交付率] 1/3

（地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額）

#### ※除却の規模

- ・除却する木造老朽建築物の敷地の面積が100㎡以上であること（隣接する敷地の木造老朽建築物をあわせて除却することなどにより、一体的に100㎡以上の空地となる場合を含む。）

#### ※除却後の土地利用

- ・防災上有効な空地として適切に管理されること
- ・建築物を建築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物が建築されること

## 7. 被災地における復興まちづくり総合支援事業

### [目的]

大規模な災害により被災した被災地<sup>※</sup>を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

### [交付対象（交付率）]

#### （1）復興まちづくり計画策定支援（1/2）

- ・復興まちづくり計画の策定及び付随する調査
- ・住民合意形成等のコーディネート

#### （2）復興に向けた公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1/2）

「地区公共施設等整備」と異なり、整備する道路の規模要件がなく、防災まちづくり拠点施設の用地費、補償費が交付対象となる

- ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等（高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設）（1/3、景観法に基づく景観計画区域等は1/2）

### (3) 復興まちづくり施設整備助成（1／3、間接補助）

- ・共同施設整備
- ・復興まちづくり支援施設整備（地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く）
- ・修景施設整備

【事業主体】 市町村



【事業イメージ】

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

## 【対象地域等】

### 交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度 判定調査	住民等の まちづくり 活動支援	地区公共 施設等整備	都市防災 不燃化促進	密集市街地 緊急リバー3 >事業	木造老朽建築 物除却事業	被災地における 復興まちづくり 府会支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>※1</sup>	○	○	○	○	×	×	×
三大都市圏の低成市街地等	○	○	○	○	×	×	×
指定都市、道府県庁所在都市	○	○	○	○	×	×	×
重点密集市街地 <sup>※2</sup> を含む市町村	×	○	○	○	○	○ <small>(準重点市街地)</small>	×
DID地区	○	○	○	○	×	×	×
大規模な災害による被災地 <sup>※3</sup>	×	×	×	×	×	×	○
事業主体	都道府県、 市町村、防 災街区整備 推進機構	市町村、防 災街区整備 推進機構、 地域のまち づくり団体	都道府県、 市町村、防 災街区整備 推進機構 等	都道府県、 市	都道府県、 市町村、防 災街区整備 推進機構	民間事業者	市町村 等
交付率	1/3	1/3	1/2、1/3 2/3 <sup>※4</sup>	1/2 (調査1/3)	1/2	1/3	1/2、1/3

注：地震に強い都市づくり推進5年計画に係る交付対象施設の特例(防災情報連携ネットワークの整備)については、平成27年度以降、一定の経過措置を設けた上で交付対象とする。

※1：地震防災対策強化地域、東南海-南海地震防災対策推進地域、日本海海-千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、震害強化地域、特定観測地域

※2：住生活基本計画(全国計画)(平成25年3月15日閣議決定)に基づき「地震時等に著しく危険な密集市街地」

※3：豪雪災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき豪雪災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づき措置が適用された市町村

※4：南海トラフ地震対策特別法第13条第1項に規定する豪雪避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路等であり、「豪雪避難対策緊急事業」に関する主要大臣の定める基準」に適合するものに限る。

# 【参考2】都市防災総合推進事業の最近の拡充内容 国土交通省

	主な出来事	都市防災総合推進事業の拡充内容
H21		○都市防災不燃化促進:助成額の見直し
H22	○社会資本整備総合交付金の創設 ●東日本大震災(3.11) ●住生活基本計画(全国計画)見直し	
H23	○地域自主戦略交付金の創設 (都道府県施行の移行) ○東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】 ○社会資本整備総合交付金(全国防災)の創設【三次補正】	(○東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】の基幹事業に) ○被災地における復興まちづくり総合支援事業:東日本大震災被災地(特定被災地方公共団体)を追加【三次補正】
H24	○防災・安全交付金の創設【補正】 (都市防は防安文へ)	○密集リハへの延長(H28まで) ○都市防災不燃化促進:対象区域の拡充【補正】 ○都市防災不燃化促進:対象建築物要件の緩和【補正】 ○都市防災不燃化促進:除却工事費切り出し、仮住居等追加【補正】
H25	●南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法制定 ●首都直下地震対策特別措置法制定	○防災まちづくり拠点施設:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の用地費(国費率1/3)及び補償費(国費率1/2)を追加 ○地区公共施設等整備:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の避難路の用地費を幅員4m未満も追加、補償費を幅員4m以上の道路を追加
H26	●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改定	○地区公共施設等整備:危険密集における避難経路転換用地買収追加 ○南トラ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画への位置付けにより避難施設及び避難路整備の交付率を2/3に嵩上げ
H27	○密集市街地総合防災事業の創設 ●水防法、下水道法等改正	○木造老朽建築物除却事業追加 ○三位一体による財源移譲事業への支援を経過措置扱い等(地震に強い都市づくり緊急整備事業による防災行政無線等)
H28		○住民等まちづくり活動支援:地域のまちづくり団体を追加

## 5. 都市防災推進協議会について

都市防災についての調査研究や情報交換等を実施することにより、都市の防災対策の推進を図ることを目的に、地方公共団体及び都市再生機構等をメンバーとして組織。

- 昭和53年に組織化
- 平成28年度当初時点で加盟団体数46
- 主な取組内容（平成27年度）
  - ・研修会の開催  
（福岡市において復興事業の紹介、現地視察）
  - ・ブロック別勉強会の開催  
（都市防災総合推進事業に関する意見交換等）
  - ・防災まちづくり関連映像の貸出し
  - ・講師派遣に関する支援（謝礼金等を協議会が負担）

当協議会は、全国の自治体が連携し、都市防災の推進を図る機関です。国土交通省の施策をはじめ、防災に関する取り組みの情報を協議会を通して、より早く、詳細に得ることが可能です。加盟団体を募集中！！

【お問い合わせ先】

都市防災推進協議会 事務局  
（愛知県建設部都市計画課）  
電話：052-954-6517  
H P：http://www.toshibou.jp/



研修会（講演）の様子



研修会（現地視察）の様子



研修会（現地講演）の様子



ブロック別勉強会の様子

## 6. 宅地耐震化推進事業について

---

- 1 大規模盛土造成地の滑動崩落対策について
- 2 大規模盛土造成地の滑動崩落被害の  
低減に向けた手引きの検討について
- 3 宅地の液状化対策について
- 4 平成27年度の宅地災害について



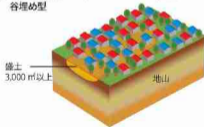


## 1 大規模盛土造成地の滑動崩落対策について

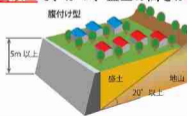
---

○大規模盛土造成地：大地震時に大きな被害が生じるおそれのある盛土造成地

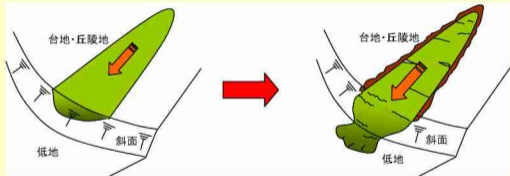
①盛土の面積が **3,000㎡以上**  
谷埋め型



②盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が **20度以上**で、かつ、盛土の高さが **5m以上**



○滑動崩落：盛土と地山との境界等を滑り面とする地すべりの変動



# 東日本大震災における滑動崩落被害の状況

東日本大震災等の過去の大地震時に、①谷や沢を埋めた造成宅地又は②傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地すべりの変動（滑動崩落）を生ずるなど、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による災害が生じている。



## 滑動崩落による被災地区※

岩手県	1地区
宮城県	154地区
福島県	17地区
茨城県	7地区
栃木県	3地区
合計	182地区

※ 対策工事実施地区数



## ○宅地耐震化推進事業（既存の造成地の予防対策）

### ○大規模盛土造成地の変動予測調査

#### 第一次スクリーニング

宅地造成前後の地形図などから盛土造成地の位置及び規模を把握し、大規模盛土造成地を抽出する

#### 大規模盛土造成地マップの作成・公表

第一次スクリーニングの結果に基づいて、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップを作成・公表

#### 第二次スクリーニング計画の作成

滑動崩落の危険性などから第二次スクリーニングの優先度を判定する

#### 第二次スクリーニング

現地踏査や安定計算により滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出する。

大規模盛土造成地マップ等の作成による住民への情報提供のための調査や、対策工事箇所の特定につながる調査に要する費用の一部を補助

事業主体：地方公共団体

補助率：1/3



### ○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

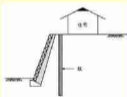
大地震時等に一定の要件<sup>※</sup>を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等

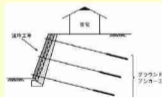
補助率：1/4（公益性の高さ等の要件を満たすものは1/3）

#### ※事業要件

- ①宅地造成16条第2項の動土又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ②盛土量1,000m<sup>3</sup>以上かつ住戸10戸以上、又は有配20階以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
- ③滑動軌等により、道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道、避難地又は避難路に被害が発生するおそれのあるもの



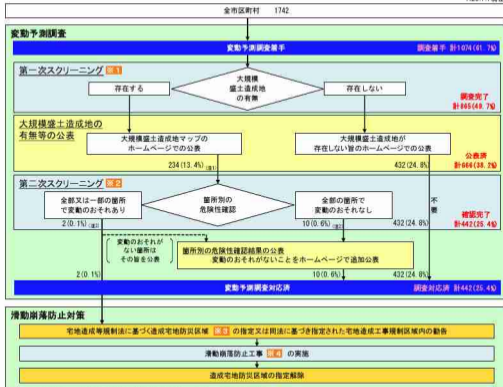
防止杭工



グラウンドアンカー工（埋込補強）

# 大規模盛土造成地の滑動崩落対策の流れ

H26.1.1現在



〔注1〕 第二次スクリーニングに着手しているが大規模盛土造成地マップ公表の5自治体を除く

〔注2〕 第二次スクリーニングは完了しているが大規模盛土造成地マップ未公表の1自治体を除く

〔注3〕 第二次スクリーニングは完了していないが周辺の家状等から危険な箇所があるとした2自治体

宅地の滑動崩落被害への関心を高めるとともに、地方公共団体毎の進捗状況の把握を容易にすることで、各地方公共団体の取組を一層呼びかけていくために、変動予測調査及びその結果の公表の進捗状況を平成26年3月に国土交通省ホームページにおいて公表。3ヶ月ごとに情報を更新。(URL: [http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html))

## ○変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況(H28.1.1現在)

	市区町村数	①に占める割合
①全市区町村	1742 <small>※1</small>	100.0%
②大規模盛土造成地の有無等の確認(第一次スクリーニング)着手	1074	61.7%
③うち第一次スクリーニング完了	865	49.7%
④うち第一次スクリーニング結果をホームページで公表済(⑤+⑥)	666	38.2%
⑤大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	432	24.8%
⑥大規模盛土造成地マップの公表	234	13.4%
⑦うち箇所別の変動の危険性確認(第二次スクリーニング)完了	10	0.6%
⑧全ての箇所で変動のおそれなし	10	0.6%
⑨一部又は全部の箇所で変動のおそれあり	2	0.1%
<b>④変動予測調査対応済(⑤+⑥)(結果公表済)</b>	<b>442</b>	<b>25.4%</b>

※1 公表を開始した平成26年1月1日時点での全市区町村数(平成26年4月5日に栃木市に合併した田舎町を個別に計上)

都道府県	公表率	都道府県	公表率	都道府県	公表率	都道府県	公表率
北海道	73.2%	埼玉県	71.4%	岐阜県	18.0%	鳥取県	100.0%
青森県	0.0%	千葉県	7.4%	静岡県	77.1%	島根県	0.0%
岩手県	63.6%	東京都	100.0%	愛知県	72.2%	岡山県	0.0%
宮城県	2.9%	神奈川県	75.3%	三重県	31.0%	広島県	0.0%
秋田県	72.0%	新潟県	20.0%	滋賀県	42.1%	山口県	0.0%
山形県	65.7%	富山県	0.0%	京都府	3.8%	徳島県	0.0%
福島県	32.2%	石川県	0.0%	大阪府	93.0%	香川県	0.0%
茨城県	9.1%	福井県	35.3%	兵庫県	100.0%	愛媛県	0.0%
栃木県	0.0%	山梨県	3.7%	奈良県	97.4%	高知県	2.8%
群馬県	0.0%	長野県	14.3%	和歌山県	36.7%	福岡県	0.0%

次頁へ続く

都道府県別内訳

# 国の支援制度《情報提供》



県名をクリックすれば各県の市区町村の状況を表示

地方自治体名	水産資源と漁業の持続可能な開発状況				備考	国名
	水産資源	漁業	漁業	漁業		
東京都	○	○	○	○		
青森県	○	○	○	○		
岩手県	○	○	○	○		
宮城県	○	○	○	○		
秋田県	○	○	○	○		
山形県	○	○	○	○		
福島県	○	○	○	○		
茨城県	○	○	○	○		
栃木県	○	○	○	○		
群馬県	○	○	○	○		
埼玉県	○	○	○	○		
千葉県	○	○	○	○		
東京都	○	○	○	○		
神奈川県	○	○	○	○		
新潟県	○	○	○	○		
富山県	○	○	○	○		
石川県	○	○	○	○		
福井県	○	○	○	○		
山梨県	○	○	○	○		
長野県	○	○	○	○		
岐阜県	○	○	○	○		
静岡県	○	○	○	○		
愛知県	○	○	○	○		
岐阜県	○	○	○	○		
愛知県	○	○	○	○		
三重県	○	○	○	○		
滋賀県	○	○	○	○		
京都府	○	○	○	○		
大阪府	○	○	○	○		
兵庫県	○	○	○	○		
奈良県	○	○	○	○		
和歌山県	○	○	○	○		
鳥取県	○	○	○	○		
徳島県	○	○	○	○		
香川県	○	○	○	○		
高松市	○	○	○	○		
愛媛県	○	○	○	○		
高知県	○	○	○	○		
福岡県	○	○	○	○		
佐賀県	○	○	○	○		
熊本県	○	○	○	○		
大分県	○	○	○	○		
鹿児島県	○	○	○	○		
沖縄県	○	○	○	○		

314

調査結果をHPで公表している市区町村は公表ページへリンク



③名古屋 City of Nagoya

名古屋経済局 水産資源と漁業の持続可能な開発状況調査結果 調査結果の公表ページへリンク

トップページ 県庁の概要 観光・文化・スポーツ 気象情報 就業支援情報

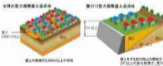
### 大規模浸水リスクマップ

大規模浸水リスクマップは、大規模な台風や豪雨による浸水リスクを評価し、浸水リスクが高い地域を特定するためのツールです。

浸水リスクを評価する際には、地形、土地利用、人口密度、河川状況などの要素を考慮する必要があります。また、浸水リスクが高い地域は、防災対策の優先順位が高いと見なされます。

### 大規模浸水リスクマップ

浸水リスクを評価する際には、地形、土地利用、人口密度、河川状況などの要素を考慮する必要があります。また、浸水リスクが高い地域は、防災対策の優先順位が高いと見なされます。



浸水リスクを評価する際には、地形、土地利用、人口密度、河川状況などの要素を考慮する必要があります。また、浸水リスクが高い地域は、防災対策の優先順位が高いと見なされます。

## 5. 全国の変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況 (H28.1.1現在)

	市区町村数	①に占める割合
① 全市区町村	1742 <small>※1</small>	100.0%
② 大規模盛土造成地の有無等の確認(第一次スクリーニング)着手	1074	61.7%
③のうち第一次スクリーニング完了	865	49.7%
④のうち第一次スクリーニング結果をホームページで公表済(⑤+⑥)	666	38.2%
⑤ 大規模盛土造成地が存在しない旨の公表 <small>※2</small>	492	24.8%
⑥ 大規模盛土造成地マップの公表	234	13.4%
⑦のうち箇所別の変動の危険性確認(第二次スクリーニング)完了	10	0.6%
⑧全ての箇所で変動のおそれなし	10	0.6%
⑨一部又は全部の箇所で変動のおそれあり	2	0.1%
⑩ 変動予測調査対応済(⑤+⑥)(結果公表済)	442	25.4%

※1 公表を開始した平成26年1月1日時点での全市区町村数(平成26年4月5日に栃木市に合併した旧岩舟市を個別に計上)

※2 大規模盛土造成地が存在しない市区町村は[こちら](#) **ここをクリック**

## 6. 都道府県別の「大規模盛土造成地の有無等の確認」の調査結果を公表した市区町

都道府県	公表率	都道府県	公表率	都道府県	公表率	都道府県	公表率	都道府県	公表率
北海道	73.2%	埼玉県	71.4%	岐阜県	19.0%	鳥取県	100.0%	佐賀県	0.0%
青森県	85.0%	千葉県	7.4%	静岡県	77.1%	島根県	0.0%	長崎県	0.0%
岩手県	63.8%	東京都	100.0%	愛知県	72.2%	岡山県	0.0%	熊本県	0.0%
宮城県	2.9%	神奈川県	75.8%	三重県	31.0%	広島県	0.0%	大分県	0.0%
秋田県	72.0%	新潟県	20.0%	滋賀県	42.1%	山口県	0.0%	宮崎県	50.0%
山形県	65.7%	富山県	0.0%	京都府	3.8%	徳島県	0.0%	鹿児島県	0.0%



# 第一次スクリーニング結果の県別の公表率(H28.1.1時点) 国土交通省

第一次スクリーニング結果公表率

BL	都道府県	公表率
北海道	北海道	73.2%
小計		73.2%

BL	都道府県	公表率
東北	青森県	85.0%
	岩手県	63.6%
	宮城県	2.9%
	秋田県	72.0%
	山形県	65.7%
	福島県	32.2%
小計		51.1%

BL	都道府県	公表率
関東	茨城県	9.1%
	栃木県	0.0%
	群馬県	0.0%
	埼玉県	71.4%
	千葉県	7.4%
	東京都	100.0%
	神奈川県	75.8%
	山梨県	3.7%
長野県	14.3%	
小計		36.1%

BL	都道府県	公表率
北陸	新潟県	20.0%
	富山県	0.0%
	石川県	0.0%
小計		9.4%

BL	都道府県	公表率
中部	岐阜県	19.0%
	静岡県	77.1%
	愛知県	72.2%
	三重県	31.0%
小計		51.9%

BL	都道府県	公表率
近畿	福井県	35.3%
	滋賀県	42.1%
	京都府	3.8%
	大阪府	93.0%
	兵庫県	100.0%
	奈良県	97.4%
	和歌山県	36.7%
小計		67.4%

BL	都道府県	公表率
中国	鳥取県	100.0%
	島根県	0.0%
	岡山県	0.0%
	広島県	0.0%
	山口県	0.0%
小計		17.8%

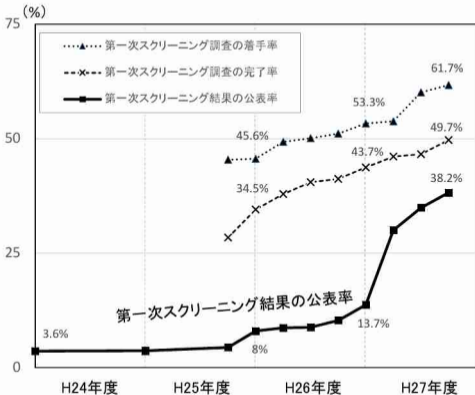
BL	都道府県	公表率
四国	徳島県	0.0%
	香川県	0.0%
	愛媛県	0.0%
	高知県	2.9%
小計		1.1%

BL	都道府県	公表率
九州	福岡県	0.0%
	佐賀県	0.0%
	長崎県	0.0%
	熊本県	0.0%
	大分県	0.0%
	宮崎県	50.0%
鹿児島県	0.0%	
小計		5.6%

BL	都道府県	公表率
沖縄	沖縄県	0.0%
小計		0.0%

全国	38.2%
----	-------

# 変動予測調査の進捗状況(H28.1.1時点)



# ハザードマップポータルサイト(重ねるハザードマップ)での公表

地方公共団体で公表された大規模盛土造成地マップは、国土交通省のハザードマップポータルサイト(重ねるハザードマップ)においても公表を進める。(H27.10.22改定)


 国土交通省 ハザードマップポータルサイト

HOME
重ねるハザードマップ
わがまちハザードマップ
使い方ガイド
利用規約
お問い合わせ

目的で選べる2つのハザードマップ

条件を揃けあわせて見るなら

### 重ねるハザードマップ

流域洪水想定箇所  
 緊急輸送道路  
 準危険区域  
 土砂災害危険箇所  
 浸水想定区域  
 写真



地図や空中写真に、浸水想定区域や道路情報、危険箇所などを重ねて閲覧することができます。写真も重ねるしくみでマップを表示できます。

>> CHECK

市町村ごとの情報を探すなら

### わがまちハザードマップ



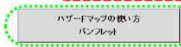
各市町村が作成したハザードマップにスムーズにリンクします。調べたい市区町村の種別を選んで検索してください。

>> CHECK

ハザードマップの使い方  
パンフレット

上記2つのハザードマップの使い方やポイントを紹介した資料・パンフレットを閲覧・ダウンロードすることができます。

使い方の解説



# 重ねるハザードマップでの表示(例)

## 重ねるハザードマップ

県の図りの防災に役立つ情報をもとめて閲覧

利用制限について | ヘルプ | 国土交通省ホームページ | ハザードマップポータルホーム

地図を共有 表示

静岡県 東部 今東町 木山1丁目

### 重ねて見たい防災情報

防災に関する情報 ファイルの操作 地名検索

- 各種ハザード情報
  - 浸水想定区域
  - 土砂災害危険箇所
  - 土砂災害警戒区域
  - 災害時に役立つ情報
    - 避難経路
    - 避難所
    - 避難所開設・運営情報
- 防災に役立つ地理情報
  - 河川
  - 土地利用図
  - 沿岸海域土地条件図
  - 治水地盤分類図
    - 河川敷の浸水地
    - 都市計画調整区域
    - 入山禁止区
    - 山岳禁止区
    - 色別調整区
    - 河川敷調整区域

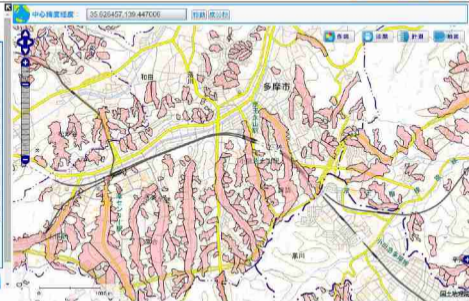
防災に役立つ地理情報 大規模盛土造成地

表示の調節:

凡例 詳細

大規模盛土造成地とは、大規模盛土造成地等の造成に係る工程の完了後に、当該造成地の地盤が、当該造成地の地盤に比べて、大きく異なる場合を指します。

凡例の表示



- ・ 凡例の他、大規模盛土造成地マップについての解説ページを作成。
- ・ 拡大表示は作成精度により設定可能。
- ・ マップを公表した場合は、マップデータ(GISデータ)を都市局都市安全課までご提出下さい。

## 2 大規模盛土造成地の滑動崩落被害の

### 低減に向けた手引きの検討について

---

- ① 第二次スクリーニングによる安定計算の結果、造成宅地防災区域の指定等がされる(大地震時の安全率が1を下回る等)造成地であっても危険度には差異があり得る。

〔 ・ 現地に変状がなく中地震でも安定しているような区域  
・ 既に滑動崩落の変状が生じているような区域 など 〕

- ② 対象箇所数等が多い場合など、滑動崩落防止工事の実施までに時間を要する場合は考えられる。



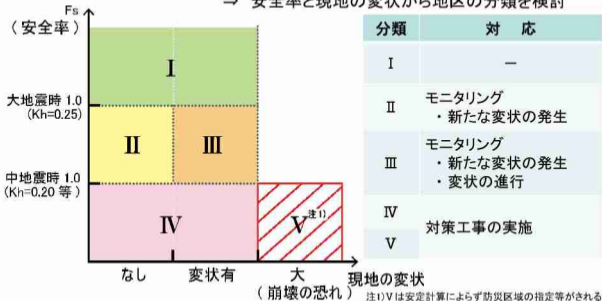
滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地  
⇒ 安全率が低く、現地にクラック等の変状が生じていると考えられる。

滑動崩落による被害を低減するため、  
安全率や現地の変状に応じた取り組みを検討

# 滑動崩落の危険度を考慮した地区の分類と対応(案)

滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地は、安全率が低く、現地にクラック等の変状が生じているケースが多いと考えられる

⇒ 安全率と現地の変状から地区の分類を検討



滑動崩落被害軽減策における地区の分類のイメージ

《 大地震(kh=0.25)、中地震(kh=0.2等)の安定計算と現地の変状で分類した場合 》

### 3 宅地の液状化対策について

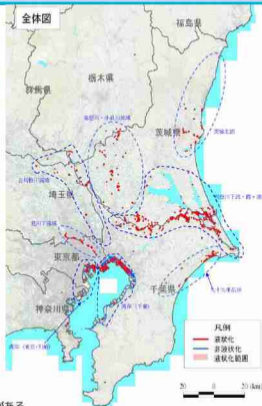
---



# 東日本大震災による液状化被害の状況

## 液状化による住家被害件数

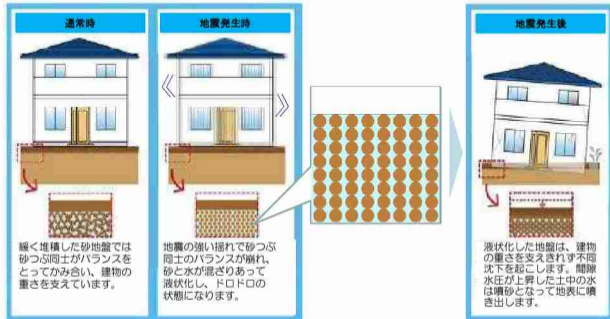
県別		市別（上位10市）		
岩手県	3件	1	浦安市（千葉県）	8,700件
宮城県	140件	2	習志野市（千葉県）	3,916件
福島県	1,043件	3	潮来市（茨城県）	2,400件
茨城県	6,751件	4	香取市（千葉県）	1,842件
群馬県	1件	5	神栖市（茨城県）	1,646件
埼玉県	175件	6	千葉市（千葉県）	1,190件
千葉県	18,674件	7	いわき市（福島県）	1,043件
東京都	56件	8	船橋市（千葉県）	824件
神奈川県	71件	9	旭市（千葉県）	757件
合計	26,914件 (9都県80市区町村)	10	我孫子市（千葉県）	635件



※ 都市局調べ(平成23年9月27日調査時点)

(注)津波により流出した家屋等については、上記に計上されていない場合がある。

## 液状化の発生メカニズム



東日本大震災では、埋立地等の戸建住宅を中心に液状化被害が多発。

- ・ 9都県80市区町村で、約2万7千件が被災。
- ・ マンション・ビル等は、杭基礎等により建物本体の被害はほとんど無い。
- ・ 宅地の液状化に伴う噴砂による道路交通の支障、土砂流入による下水道復旧の長期化など、公共施設への影響も発生。
- ・ 被災宅地の復旧等のため、道路等公共施設と隣接宅等との一体的な液状化対策に対して公共施設部分の対策費に国費支援を行う「液状化対策推進事業」を創設。  
(平成23年度第3次補正予算(復興交付金)。関東3県12市で事業中。)
- ・ 個人に対しては、住宅金融支援機構による融資、被災者生活再建支援制度による支援金の交付、地震保険による保険金の支給等を実施。



建物の傾斜被害／茨城県神栖市



マンホールの浮上がり／千葉県香取市



地表に噴き出した噴砂／千葉県千葉市

## 平成25年度より液状化に関する調査や事前の対策工事を国費で支援

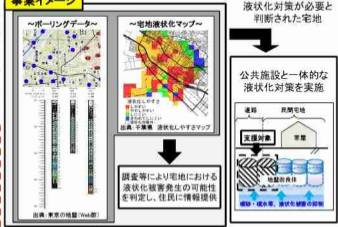
今後発生が懸念される大規模地震による宅地の液状化被害を抑制するため、

- ・液状化被害の程度を判定するための調査や宅地液状化マップの作成等に要する費用
- ・調査等により液状化対策が必要と判定された宅地における、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策工事に要する費用 を支援する。

### 宅地耐震化推進事業の拡充(H25年度)



### 事業イメージ



※ ボーリング調査の実施、既存データの収集・整理(電子化等)、液状化可能性マップの作成等も対象

液状化関連情報の充実や公表促進に活用

## 目的

今後、液状化被害が懸念される地域における事前対策の促進（被災前の予防）  
 液状化被災市街地における再液状化対策の促進（再度災害の防止）

## 「市街地液状化対策推進ガイドンス」の策定・公表（平成26年3月）

道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策に必要な調査や検討項目、対策工法等を技術的助言としてとりまとめ

## 適用範囲

- ☑ 地形条件や土地の造成履歴、液状化マップ等から液状化が懸念される
- ☑ 公共施設と宅地が集約された一団の土地である
- ☑ 宅地からの噴砂等による公共施設への影響が想定される
- ☑ 既に住宅が存在する地域である



### 《公共施設と宅地との一体的な液状化対策のメリット》

- ① 一括発注により個別対策より経済的
- ② 地区全体の液状化被害を面的に抑制
- ③ 住宅が存置したままでの対策が可能

## 概要

- **液状化に関する基礎知識**
  - ・液状化発生メカニズム
  - ・対策に活用可能な事業メニューの紹介
- **被災後に実施すべき調査**
  - 被災状況や液状化発生要因の特定に必要な調査の概要及び実施方法
- **住民の合意形成に向けた留意事項**
- **対策工法と選定方法**
  - ・地下水位低下工法と格子状地中壁工法の特徴
  - ・工法選定に必要な検討内容
  - ・事業実施上の留意点や事業完了後の維持・管理方法など



## 地下水位低下工法における事業効果の確認方法等について改訂（第5章）

### ● 5-7：推進工法の実施例を追記（p.122）

- 千葉市磯辺4丁目の検討事例を掲載  
（現時点では試験施工まで）

【主な長所、短所】

- 地下埋設物の移設工事が少ない
- 工期短縮が図られる
- 生活環境への影響が少ない
- 均一な砂地盤である必要がある
- 集水断面が小さく目詰まりを起こしやすいため長期的な維持管理が必要



### ● 5-12：留意事項を追記（p.150）

- 排水時の留意点
  - 地下水位と地盤の変位を確認しながら初期排水量を調整
  - 家屋への影響を出来るだけ少なくするため段階的な地下水位低下が望ましい
- 調整工事について
- 事業完了後の施設管理について



図 5-12 液状化対策工法での留意事項

### ● 5-11：事業効果の確認を追記（p.137）

- モニタリングの必要性  
検証に当たっては、検討委員会で検討することが重要
- 事業効果の確認等の仕方  
モニタリング期間は、季節的変動を考慮し「1年+ $\alpha$ 」とする
- 検討委員会による対策効果の評価
  - 地区全体として評価し、総合的に判断する
  - 他の地震動による評価
  - 判定基準の判定方法の見直し
 ※検討委員会等で詳細かつ高度な検討を行うなど、慎重な判断が必要
- 地下水位が予定よりも下がらない場合の対処方針
  - 観測期間の延長や追加対策の検討

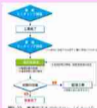


図 5-11 事業効果確認フロー（イメージ）

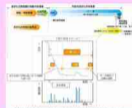


図 5-11 事業効果確認フロー（イメージ）

今後、懸念される大地震による液状化被害からの迅速な復興にも活用  
※予防的な事前対策を行う際には、より詳細な検討が求められる。

再液状化対策の市別の取り組み状況 (H28.3現在)

復興交付金申請団体	12市	千葉県：6市、茨城県：5市、埼玉県：1市
調査・工法検討	12市	ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、久喜市、旭市、浦安市、我孫子市、香取市、千葉市、習志野市
工事着手準備中	2市	浦安市、久喜市
現場着手済	5市	鹿嶋市、潮来市、神栖市、香取市、千葉市

復興交付金配分状況 (H28.3末時点)

(億円)

自治体名		交付対象事業費	自治体名		交付対象事業費
茨城県	ひたちなか市	0.5	千葉県	旭市	1.0
	鹿嶋市	82.9		浦安市	362.1
	潮来市	112.5		我孫子市	0.6
	稲敷市	3.7		香取市	49.7
	神栖市	68.1		千葉市	37.2
埼玉県	久喜市	43.4	習志野市	1.1	
合 計					782.8

注) 効果促進事業を含む。

## 地下水水位低下工法

(概要)

官民境界(道路側溝)部分と宅地境界部分に地下排水工(砕石と有孔管)を敷設し、地下水水位を下げ地盤の液状化強度を増加。



(課題)

地区全体の排水計画の見直しを併し、一般的には既存の排水施設とは別系統の排水施設(道路内の図案の設置等)、地下水水位を一定に保つためのポンプ施設、及び他地区からの地下水遮断のための止水壁等が必要。また、粘性土層が厚く堆積している地層においては、長時間に渡る圧密沈下の発生が懸念。

## 格子状地中壁工法

(概要)

官民境界付近と宅地境界部分にセメント系固化剤を混合させ、格子状の連続壁を造成。地盤のせん断変形を抑え液状化被害を軽減。



(課題)

他の対策案と比較して工費が高額。

## 技術支援ツールのダウンロード

宅地防災トップページ

液状化対策の  
技術支援ツール  
(ダウンロード)

液状化対策技術

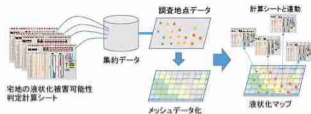
宅地擁壁の耐久性調査

関連リンク

お問い合わせ

### ■ 宅地の液状化マップの作成支援

国総研では、地方公共団体による宅地の液状化に関する情報提供を支援するため、「宅地の液状化マップ作成支援ソフト」を開発しました。これは、国の「宅地の液状化被害可能性に係る技術指針」(H25.4)に基づき、既存のボーリング調査データを入力することにより、地盤情報を反映した液状化マップを作成するものです。判定結果は、500mまたは250mメッシュでランクを色分けして地図表示されます。



■ 「宅地の液状化危険度マップ作成支援ソフトの無償配布を開始します」[PDF]  
(記者発表資料)

液状化マップ作成支援ソフトの入手先

<http://www.nilim.go.jp/lab/jbg/takuti/takuti.html>

(国総研 宅地防災のページ)

【問合せ先】

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
都市研究部 都市計画研究室 (担当)大橋  
〒305-0802 茨城県つくば市立原1

TEL 029-864-4144(直通), 029-864-2211(代表)

Email [tosikei@nilim.go.jp](mailto:tosikei@nilim.go.jp)



## 4 平成27年度の宅地災害について

---

平成27年9月関東・東北豪雨災害

- ① 栃木県鹿沼市
- ② 宮城県仙台市

発生日時：平成27年9月10日未明

発生場所：3箇所で大規模に斜面が崩壊

被害状況：住宅3棟、1名死亡、1名大けが

避難勧告：59世帯118名(平成27年10月7日時点)



# 栃木県鹿沼市の被災状況



## H27年9月関東・東北豪雨災害被害 2)宮城県仙台市

発生日時：平成27年9月11日15:50頃 斜面が崩壊(速報値：高さ17m、幅40m)

発生場所：仙台市太白区羽黒台2番地(宅地造成等規制区域に指定済み)

被害状況：斜面に設置されていた太陽光パネルと土砂が下部の市道に崩落。

復旧状況：崩壊斜面にはブルーシート設置、斜面下部には大型土嚢設置済み。

避難勧告：市道は現在も通行止め。9世帯15名に避難指示。(平成27年10月7日時点)



地理院地図より作成



# 7. 都市災害復旧事業について

I 都市災害復旧事業

II 特殊地下壕対策事業



# 目次

## I 都市災害復旧事業

1. 災害復旧事業とは
2. 異常な天然現象とは
3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設
4. 国庫負担の適用除外となるもの
5. 災害復旧事業の事務の流れ
6. 災害査定における留意事項
7. 平成27年発生災害の概要
8. 活動火山対策特別措置法の概要
9. 降灰除去事業(都市局)の概要
10. 降灰除去事業手続きの主な流れ

## II 特殊地下壕対策事業

11. 特殊地下壕対策事業の概要
12. 特殊地下壕対策事業の採択手順
13. 特殊地下壕対策事業のイメージ

# 1. 災害復旧事業とは

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条より  
(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針も同旨)

- 「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

次頁

- 「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。)ことを目的とするものをいう。
- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

①原形復旧(原則)、②原形復旧不可能、③原形復旧困難、④原形復旧不適當の4ケース  
※上記②～④は、負担法事務取扱要綱第2、第3、都市災害復旧事業事務取扱方針第3参照



## 2. 異常な天然現象とは

### 公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定方針第3

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こう水	(イ) <b>警戒水位</b> 以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合 <b>河岸高</b> (低水位から天端まで)の <b>5割</b> 程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる <b>融雪出水等</b>
(2) 降 雨	(イ) <b>最大24時間雨量80mm</b> 以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大( <b>時間雨量20mm</b> 以上)
(3) 暴 風	<b>最大風速</b> (10分間平均) <b>15m</b> 以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が <b>比較的軽微でないもの</b>
(5) 地震、地すべり	<b>社会通念上の被害</b>
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	<b>特に定めていない</b>

※河川敷公園で出水により被災した場合、上記(1)を確認の上、採択する。

「公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」17

※降雪により都市施設が被災した場合の取扱いの概要は、次のとおり(H26.3.14事務連絡参照)。

**<建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物>** 被災施設が同法に基づき算出される当該地域の積雪荷重等の基準に適合するものであって、当該基準を超える降雪により被災したもの

**<その他の施設>** 被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の**毎年の積雪深の最大値の累年平均値(過去10年間)を超え、かつ、1メートル以上**の場合。

### 3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設①

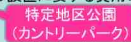
都市局所管災害復旧事業概要一覧表

根拠法令等	対象施設		補助率・負担率	激甚災害 嵩上げ	法律又は予算補助の別	備考
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)、同法施行令、施行規則等	公共土木施設	公園	2/3～ (北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原は4/5～)	有り	法律補助	 対象施設詳細次頁
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等	街路	1/2	—	予算補助	 対象施設詳細次頁
		都市排水施設等		—		
		堆積土砂排除事業		有り①	①法律補助	
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律		湛水排除事業	—	有り②	②法律補助	<small>※昭和34年伊勢湾台風、昭和39年新潟地震のみ</small>
活動火山対策特別措置法、同法施行令等		都市排水路 公園 宅地	1/2	—	法律補助	 後掲

※国の予算科目 (項)河川等災害復旧事業費 (目)都市災害復旧事業費補助

### 3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設②

#### 都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲①

対象施設等		施設又は事業の範囲
公共土木施設	公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがきを除く。))</u>で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの   後述</li> <li>・前号に掲げる施設で、<u>社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地</u>でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの   特定地区公園 (カントリーパーク)</li> </ul>
都市施設等	街路	<p>(イ) 都市計画法第18,19,22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による<u>道路の供用開始の告示がなされていないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○竣功検査完了・引渡し後、供用開始前までの間が対象</li> <li>○供用開始後は負担法(道路災害)の対象</li> </ul> <p>(ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道(都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。)とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの</p>

### 3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設③

#### 都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲②

対象施設等		施設又は事業の範囲
都市施設等	都市排水施設等	<p>(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で<b>排水路、排水機、樋門及びその附属施設</b> → (下水道法の下水道は負担法の対象)</p> <p>(ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する<b>公園</b>(自然公園法に規定する自然公園を除く。), <b>広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地</b>(負担法第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く。)</p>
	<b>堆積土砂排除事業</b> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-top: 10px;">                     堆積土砂とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等                 </div>	<p>(イ) 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000㎡以上</p> <p>(ロ) 2,000㎡以上の一団をなす堆積土砂</p> <p>(ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000㎡以上</p> <p>以上の(イ)~(ハ)のいずれかで、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業</p> <p>① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く)</p> <p>② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く)</p> <p>③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの</p>

### 3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設④

#### 都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲③

#### 公園の対象施設(主なもの)

公園施設	都市公園法施行令第31条及び同法施行規則第17条に掲げる施設
1.園路又は広場	園路又は広場
2.修景施設	修景施設
3.休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等その他これらに類するもの
5.運動施設	運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く)
6.教養施設	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
7.便益施設	駐車場、国内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8.管理施設	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
9.都市公園の効用を全うする施設	展望台又は備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(国土交通省令第17条に規定する耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設)

#### ※法面の扱い

- ・法面のみが被災し、園路等の公園施設の効用に支障がない場合は対象外。
- ・被災した「園路」「広場」「駐車場」等の法面であれば対象となりうる。

## 4. 国庫負担の適用除外となるもの①

番号	失格及び欠格理由の名称	理 由
1	失格	1箇所※当たり都道府県指定都市120万円、市町村60万円未満のもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	異常な天然現象に該当しないもの
4	過年災害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7	重複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対象外施設	定められた対象施設でないもの
9	所管外施設	他省庁、国土交通省の他部局の所管施設
10	被害少	被害僅少にて機能残存し、直ちに増破等により機能喪失の虞がないと認めたもの
11	経済効果少	工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
12	維持工事	維持工事とみるべきもの
13	設計不備	明らかに設計の不備に基因して生じたと認められるもの
14	施行粗漏	工事施行の粗漏に基因して生じたと認められるもの
15	維持管理不良	甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められるもの
16	天然河(海)岸	天然の河岸、海岸の欠陥に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
17	工事中災害	災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じたもの
18	小規模施設	直高1メートル未満の小堤等主務大臣の定める小規模施設

※1箇所工事＝一の施設で被災箇所が直線距離で100m以内であれば1箇所として扱われる(同一の被災原因に限る)

## 4. 国庫負担の適用除外となるもの②

### 維持工事とみるべきもの

- ◆石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ工事
- ◆橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事
- ◆都市排水施設等の排除及び処理等に直接影響しない施設(例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等)に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害  
※ いわゆる「のみ災」
- ◆排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用

### 設計不備、施行粗漏

- ◆検査、監査等により、工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事が命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等

### 小規模施設

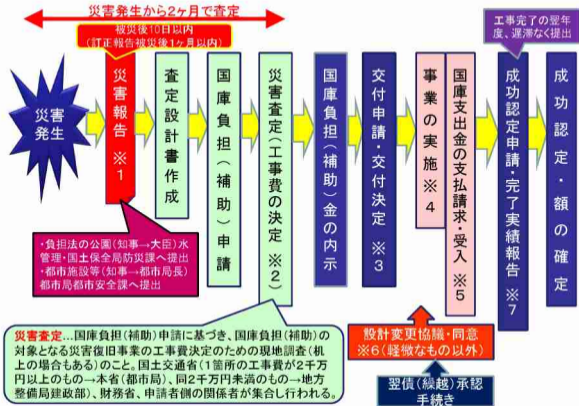
- ◆幅員6m未満の街路、又は、幅員4m未満の橋梁
- ◆幅員1m未満の都市排水路(管渠の場合は内径250mm未満)
- ◆都市排水施設の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積の3割に満たないものの排除(堆積量の7割を上限)
- ◆飛び石、ベンチ、ブランコ等単体の小規模な施設の単独被災で公園の根幹的効用でないもの

### 堆積土砂排除事業

- ①指定した場所以外に捨てられた土砂
- ②事業実施が確認できないもの
- ③無償で実施したもの又は失業対策等事業によって実施されたもの



## 5. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)①



## 5. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)②

### 留意点

#### 1. 災害報告

法令で義務づけられており、必ず提出する必要がある(国の災害状況報告、予算措置等の資料となる)。

#### 2. 災害査定の保留事案

災害査定において、1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合、当該箇所は査定時には採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定される。

#### 3. 予算措置

★都市局所管の災害復旧事業の予算は、1月1日から12月31日までに発生した災害につき、原則として当該年度(当該年の4月1日の属する年度)に予算措置される(原則単年度復旧。したがって、再調査は実施しない)。

★負担法の公園については、負担法に基づく国庫負担率の算定が翌年3月であることから、それまでは基本率(0.667又は0.8)での交付決定となる。

#### 4. 事業の実施

★災害復旧事業は施越承認なしに交付決定前に着手することができる。災害査定実施前に工事着工する場合、被災写真などの整備に特に留意。また、着工済みであっても国庫負担の対象は査定時に決定される。

## 5. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)③

### 4. 事業の実施(続き)

★従来、般等の処分費は査定設計では計上できなかったが、平成26年からは処分場所が確定している場合に限り計上できる扱いとなった。処分場所が確定していない場合、査定設計では2kmの運搬費のみを計上する。

★実施設計額が採択限度額に満たない場合、他の事業で施行することとなった場合など事業を廃止するときは、廃工の手続きをとることになる(負担法施行規則第10条)

### 5. 国庫支出金の支払請求、受入

国費の支払請求ができるのは、契約の相手方(請負業者)に対して支払う必要がある前払金相当額、部分払相当額、完成払相当額(いずれも国庫負担の対象とされた災害復旧事業分)に国庫負担率又は補助率を乗じた金額までである。

### 6. 設計変更協議、同意

災害査定の際に決定された設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣の同意を得なければならない。設計変更協議漏れに注意。

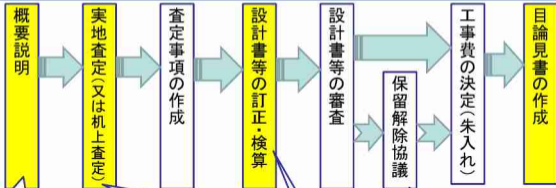
※軽微なものの範囲→決定工事費の3割、かつ、1千万円以内で一定のもの等(負担法事務取扱要綱第20参照)

### 7. 成功認定・完了実績報告(精算事務)

災害復旧事業と他の予算(単独費、国庫補助事業)とを合併施行した場合は、原則として、当該合併施行に係る竣功額を、当該年度に施行したそれぞれの事業の工事費に比例して精算する。二以上の災害復旧事業を合併して施行した場合もこれに準ずる。(負担法事務取扱要綱第22四参照)

## 6. 災害査定における留意事項①

### 災害査定の流れ



- ・異常気象、被災箇所、申請概要(復旧工法・応急復旧内容等)の説明
- ・査定日程の説明
- ・その他

- ・当該箇所の申請内容の説明(申請者)
- ・被災原因、復旧工法等の詳細説明(申請者)
- ・設計図面・数量に基づく現地計測(査定官、立会官、申請者)
- ・設計書等の関係書類審査
- ・査定官、立会官、申請者での意見調整

設計書等の見え消し朱書き訂正

1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合等、当該箇所は査定時には採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定。(再掲)

### 【法面崩壊による公園施設の被災例】

対象となりうる場合



法面崩壊とともに園路にも影響  
園路としての機能が確保できていない

対象外となる場合



近接する法面崩壊だけでは対象外

## 6. 災害査定における留意事項③

### 【河川敷公園の被災例】

被災前



被災後



○園路のアスファルト舗装・芝生等が広範囲にわたり流出

#### ＜河川敷公園＞

・「移動可能な施設」、「概ね1cm程度の土砂の堆積又は流出（芝生等の流出がある場合はこの限りでない）」、「芝生等が枯死するおそれがない程度の堆積」、「土砂の堆積又は流出により平坦性が損なわれた場合にあって、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合」、「固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの」は対象外  
・査定時に、**原形の地盤高を確認**できるような準備が必要

・公園の**上下流で、警戒水位(はん濫注意水位)以上の出水**が確認できることが望ましい。

⇒ 片側のみの警戒水位超の場合は、上下流の関係から、公園箇所が警戒水位超であったことを証明することが必要

また、警戒水位より低い位置にある公園の場合も、警戒水位超が採択要件

### 【墓地公園の被災例】



降雨による園路の被災

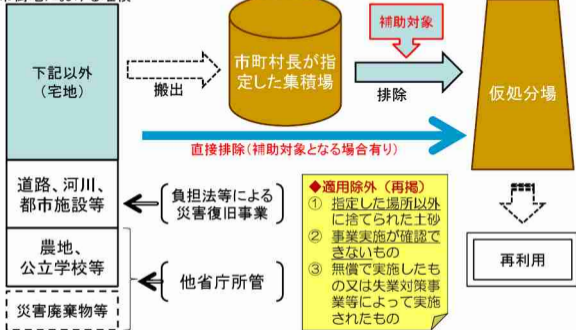
墓石自体の被災は災害復旧事業の対象外

## 6. 災害査定における留意事項⑤

### 【堆積土砂排除事業(都市局所管)】

堆積土砂とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。(再掲)

市街地における堆積





## 6. 災害査定における留意事項⑥

### 【堆積土砂排除事業(都市局所管) 搬出及び仮処分場の様子】



宅地内からの土砂搬出



仮処分場

- **宅地分の分離**
- **産廃、流木、岩石の分別**
- **測量による土量の計算**
- **運搬経路**

## 6. 災害査定における留意事項⑦

### 【堆積土砂排除事業(都市局所管) 堆積土厚の計測例】



実際に堆積した土砂による計測



痕跡による計測

※査定時に排除済の場合、査定時も痕跡の確認が必要

★写真等により堆積記録を充分に残すことが大変重要

### 【堆積土砂排除事業(都市局所管) 土量の算定例 A】

- ① 宅地の各地区において数箇所の堆積厚を測定し、各地区の平均堆積厚を算出
- ② 各地区の平均堆積厚を加重平均し、地区全体の平均堆積厚を算出
- ③ 宅地の面積に②で求めた数値を乗じて土量を算出

## 6. 災害査定における留意事項⑧

### 【堆積土砂排除事業(都市局所管) 土量の算定例 B】

#### 算定例

町丁目	土地利用面積(A)	地区面積比率(B) A合計÷A	地区別土砂量(C) C合計×B	宅地等面積(D)	宅地率(E) D÷A	地区別宅地土砂量(F) C×E	距離区分	運搬距離 (m)
東野3丁目	206,091.35	6.6%	976.82	101,939.63	49.46%	483.17	(3)	2,924
鉄鋼通り1丁目	289,894.14	9.3%	1,374.02	202,303.44	69.79%	958.87	(4)	2,231
鉄鋼通り2丁目	282,290.13	9.1%	1,337.98	190,801.74	67.59%	904.35	(4)	1,826
鉄鋼通り3丁目	227,843.79	7.3%	1,079.92	141,654.57	62.17%	671.41	(5)	1,500
弁天1丁目	162,981.76	5.3%	772.49	82,261.30	50.47%	389.90	(3)	2,743
弁天2丁目	136,063.65	4.4%	644.91	91,178.02	67.01%	432.16	(3)	2,513
弁天3丁目	150,337.41	4.8%	712.56	83,197.88	55.34%	394.34	(4)	2,154
弁天4丁目	174,957.09	5.6%	829.25	56,489.29	32.29%	267.74	(4)	2,425
舞浜2丁目	253,124.49	8.2%	1,199.74	118,943.59	46.99%	563.76	(3)	2,755
舞浜3丁目	288,042.84	9.3%	1,365.25	146,377.57	50.82%	693.79	(4)	2,094
千鳥	929,810.47	30.0%	4,407.06	692,444.39	74.47%	3,282.01	(6)	638
2工区合計	3,101,437.10	100.00%	14,700.00	1,907,591.40	61.51%	9,041.48		

※土地利用面積(A)は、平成19年に実施した都市計画基礎調査で作成した、町丁目別土地利用面積を使用した。

宅地等面積(D)は、(A)のうち住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、その他空地用地等を加算したものの。

各町丁目のうち宅地分の土量は、査定時点では確認できないため、先ず1次集積した場所の土量を検収 ⇒14,700m<sup>3</sup>  
次にこの土量に町丁目毎の宅地率を乗じて得た数値を各町丁目における宅地から搬出した量とみなす。

### 【第三者機関等の被災証明】

◆ 公園、都市排水施設等の機械設備、電気設備等

- ・ 被災状況の目視確認が難しい
- ・ 被災の判定に専門知識を要する



◆ 被災状況写真に加え、

- ・ **第三者機関の証明書**  
(電気保安協会、都道府県工業技術センター等)
- ・ 機器の検査結果データ


---

#### 【注意事項】

- ・ 被災証明は、**分解可能な限り細かな単位**で準備（再利用可能なものは再利用が原則。※再利用の場合の見積もりと比較する必要がある）
- ・ 「被災証明≠被災」 **被災軽微と判断されるものは、対象外**

## 6. 災害査定における留意事項⑩

### 【施設台帳等の確認及び日常の維持管理】

- ◆ 国庫負担(補助)災害復旧事業の対象となる地方公共団体の管理施設として施設台帳を査定時に確認する。
  - ◆ 被災した施設が他の施設と効用を兼ねるもの又は関係するものについては、二重採択防止のため関係部長の証明書等を確認する。
  - ◆ 査定時には被災前の施設状況を確認する必要がある。
- 
- ◆ 施設台帳、点検日誌、管理協定等日常の維持管理に配慮することが望まれる。

#### 都市公園法(抄)

##### (都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

##### (報告及び資料の提出)

第三十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

#### 都市公園法施行規則(抄)

##### (都市公園台帳)

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもって組成する。

2～3 (略)

4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

## 7. 平成27年発生災害の概要

### 平成27年発生都市局所管災害復旧事業(補助)査定決定金額

	公共土木施設 (公園)	都市施設	堆積土砂排除	合計
箇所数	68	10	—	78
金額	12億6千万円	1億1千万円	—	13億7千万円

### 平成27年発生の主な災害(都市局補助災害)

被災月日	被災原因	箇所数	金額	被災地域
9月6日～11日	台風第18号 及び豪雨	48	11億3千万円	岩手県、宮城県、栃木県、茨城県、神奈川県、島根県、仙台市
7月15日～23日	台風11号	16	1億5千万円	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、神戸市

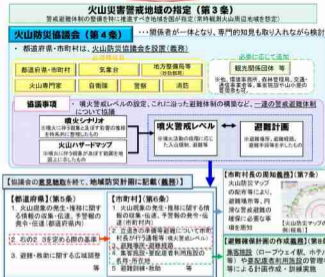
# 8. 活動火山対策特別措置法の概要 (内閣府HPより)

## 1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災農業施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

## 2. 概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定(第2条)



### 避難施設緊急整備地域の指定(第13条)

**避難施設緊急整備計画の作成(第14条)**  
<都道府県知事>  
※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃壁平化

**防災農業施設整備計画等の作成(第19条)**  
<都道府県知事>  
※農林水産物の被害を防止するための施設の整備等

### 降灰除去事業の実施(第22条)

<市町村>

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

### 降灰防除地域の指定(第23条)

### 降灰防除事業の実施(第24条~26条)

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務(第11条)
- 治山・治水事業の推進(第27条)
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進(第29条)
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保(第30条)

## 9. 降灰除去事業(都市局)の概要

### 【事業概要】

活動火山対策特別措置法第22条に基づき、火山の爆発に伴い、年間を通じて多量の降灰があった市町村の区域内の都市排水路、公園及び宅地について当該降灰の除去事業を実施した場合に国が補助。

(道路・下水道は水管理・国土保全局が実施)

【事業主体】 市町村

【対象施設】 都市排水路、公園、宅地

【事業内容】 都市排水路、公園 → 降灰の収集、運搬、処分  
宅地 → 市町村長が指定した場所に集積された降灰の運搬、処分

【補助率】 1/2

### 【採択要件】

年間を通じて次の①及び②を満足する降灰があった市町村の区域内であること

① 2回以上降灰がある場合

(連続する2月の期間において、毎月1回以上降灰がある場合に限る。)

② その年の1月1日から12月31日までの降灰重量の合計が1㎡当たり1,000g以上  
(降灰重量の合計が1,000g/㎡未満であっても、その年の12月と翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることができる。)



## 10. 降灰除去事業手続きの主な流れ

### 測定地点等の届出(降灰除去事業実施要綱第四)

- ・市町村長は、降灰の測定を行おうとするときは、測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置について都道府県知事と協議
- ・協議が成立したときは速やかに国土交通大臣に届出

※測定方法は、降灰除去事業実施要綱第三参照

### 測定結果の報告

(降灰除去事業実施要綱第五)

- ・市町村長は、毎月の降灰量の測定結果を翌月の十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は管下市町村分をとりまとめ、速やかに国土交通大臣に届出

### 降灰除去事業の実施

(降灰除去事業実施要綱第十二)

- ・市町村長は、採択基準に達するまでの間、降灰除去事業の実施を確認できる書類の整備
- ・採択基準に達したときは既に実施した降灰除去事業について都道府県知事に報告
- ・採択基準に達した以後は各月の事業実施状況を翌月十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は速やかに国土交通大臣に報告

補助金の交付は、予算の範囲内において、その年の1月1日から12月31日までに事業実施に要した費用について行う(降灰除去事業実施要綱第十三)。

完了実績報告書(市町村長→都道府県知事)

額の確定(都道府県知事→市町村長)

額の確定の報告(都道府県知事→国土交通大臣)

## 11. 特殊地下壕対策事業の概要①

※詳細については、  
「国土交通省所管特殊地下壕等対策事業実施要領」  
「国土交通省所管特殊地下壕等対策事業の運用方針」を参照

### 事業の目的

- ・戦時中に旧軍、地方公共団体等が築造した防空壕等の特殊地下壕で、地方公共団体が行う埋め戻し等の事業に対して防災上の観点より補助を行い、陥没等による事故を防ぎ国民の生命・財産を守ることを目的とする。

### 事業の概要

- ・市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業。
- ・都市計画区域内の都市施設が被災しその復旧に伴い特殊地下壕の埋戻し、防災処理等が必要となったものについて、壕の埋戻し及び壕口並びに、その両側に土留壁を設けて施工する等必要最小限度の工事を行う事業。

### 事業主体

地方公共団体

## 11. 特殊地下壕対策事業の概要②

### 国の補助(補助率 1/2)

国は事業主体に対して、特殊地下壕対策事業に要する費用の一部を補助

※本補助事業は、特別交付税の対象となっており、地方公共団体負担分のうち8割については特別交付税が措置される。

→地方公共団体の実質負担は事業費の1割。

※単独事業の場合は、事業に要する経費の5割に特別交付税が措置される。

### 補助対象

市街地に現存する、旧軍、地方公共団体その他これらに準ずるものが築造した防空壕等(特殊地下壕)で、1箇所(1箇所)の事業費が200万円以上のもの

※「1箇所当たりの事業費が200万円以上のもの」の取扱いについては、壕口が1箇所又は数か所であっても壕内が同一機能であったもの及び隣接する壕口間の距離が、100m以内のものは1箇所とする。

### その他

事業実施期間は平成28年度までの時限措置となっている。



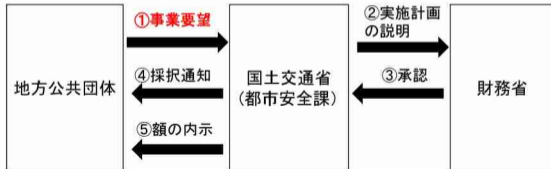
緊急に埋め戻し工事が必要となった場合や新規に発見された防空壕等があれば、実態調査結果や年度計画にかかわらず、随時、都市局都市安全課に相談いただきたい。

★特殊地下壕に関する情報開示の徹底

平成24年7月25日付、内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申を参考

## 12. 特殊地下壕対策事業の採択手順

### ○採択までの流れ



※実施要領第2 3 アの事業

※実施計画変更については、例年10月～11月頃実施。  
(追加箇所については、個別に相談をお願いします。)

### ○予算額(事業費)

(単位:百万円)

区 分	28年度(A)		27年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
特殊地下壕 等対策事業	500	250	500	250	1.00	1.00

# 13. 特殊地下壕対策事業のイメージ

○(東京都西東京市：H21～)



特殊地下壕(空洞)状況



対策工事状況



## 8. 都市防災に関するその他の取り組みについて

### (1) 都市再生安全確保計画について

# 都市再生安全確保計画制度（概要）

国土交通省都市局まちづくり推進課  
平成28年4月

都市再生安全確保計画制度HP（国土交通省）  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html)

都市再生安全確保計画制度HP（内閣府）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/anzenkakuho/index.html>



# 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成24年7月1日施行)

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

## 背景

- ◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。
- ◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定。  
⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

## 法案の概要

### 都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
  - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
  - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し予算支援

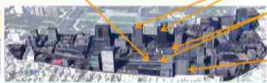


### 一時退避の誘導と経路の確保

- ・地震発生時に、鉄道駅やビルから円滑に誘導・誘導のための情報発信設備を整備
- ・退避経路の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

### 避難訓練

- ・平常時からの訓練



### 退避施設の確保

- ・鉄道駅、オフィスビル等に退避施設を確保(数日間滞在)
- ・退避施設の協定(承継効付き)により関係者による継続的な管理を担保

### 情報提供

- ・災害情報、交通情報等の提供

### 備蓄倉庫等の確保

- ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を空率率不算入
- ・地方公共団体との管理協定(承継効付き)により継続的な管理を担保
- ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続を迅速化

＊下線は法律の特例

### 耐震改修等の促進

- ・建築確認、耐震改修等の認定等手続を一本化



都市における大規模地震発生時の安全を確保



# 都市再生安全確保計画制度等に係る支援策

地域の現状把握(現状の把握と被害の検討)

計画の作成、コーディネート(協定締結支援等)

計画の実施

## ソフト事業

- ・退避誘導ルール、情報提供ルール作成
- ・避難訓練、普及啓発活動等

## ハード事業

## 設備の設置

- ・備蓄倉庫、情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電設備等の設置

## 公共施設等の整備

- ・公園、緑地、広場等の一時退避施設の整備
- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等を有する建築物の整備
- ・建築物の耐震診断・耐震改修等

▽平成26年度創設

### 地下街防災推進事業

8.7億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/3 + 地方1/3  
大規模地震等の災害に備え、地下街管理者が地下街防災推進計画を策定し、その計画に基づき実施する取組み(ハード・ソフト)に対して支援

### 災害時拠点強化緊急促進事業

30億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 2/3 + 自治体1/3, 1/2(対自治体)  
計画と連携し、オフィスビル、学校、ホール等の一時滞在施設における帰宅困難者等の受入のため付加的に必要なとなるスペースや、備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備費用(掛かり増し費用)に対して支援

▽平成27年度創設

### 災害時業務継続地区整備緊急促進事業

3.7億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/2(計画策定・コーディネート支援) : 1/3(施設整備事業支援)  
※民間事業者への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象費の23%  
都市機能が集積した拠点地区において、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多量化する、エネルギー面的ネットワーク整備等に対して支援

内閣府

## 都市再生安全確保計画策定事業費補助金

0.38億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 1/2(自治体又は民間事業者等)  
都市再生安全確保計画の作成に必要な基礎データの収集・分析等

## 都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)

2.0億円(平成28年度予算)

- ・補助率: 計画作成等・ソフト1/2、ハード1/3(自治体、協議会、都市再生推進法人)  
※特に緊急性が高い地域(乗降客数が30万人/日以上(主要駅周辺)の地域)については、平成30年度末まで補助率を2/3に嵩上げ(平成27年度より拡充)

## 社会資本整備総合交付金

※ 8,983億円の内数(平成28年度予算)

- ・都市防災総合推進事業  
公共空地(公園、緑地、広場等)の整備、耐火建築物の建築等  
補助率: 1/3、2/3(自治体)、1/2(対自治体)  
(国/府/県/市/町/村/支庁)
- ・市街地再開発事業  
補助率: 1/3
- ・優良建築物等整備事業  
補助率: 1/3  
計画に記載された退避経路・退避施設を有する優良な新築建築物を支援
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業  
(住宅・建築物耐震改修事業)  
耐震診断 補助率: 1/3  
耐震改修 補助率: 11.5%、1/3

## 耐震対策緊急促進事業

120億円(平成28年度予算)

- 住宅・建築物耐震改修事業への上乗せ補助等  
耐震診断 補助率: 1/2  
耐震改修 補助率: 1/3~2/5

国土交通省

## 税制・金融

- ・優良な民間都市開発プロジェクトに対する税制支援  
(法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)、金融支援(貸付け・社債取得)
- ・備蓄倉庫を有する建築物に対する税制支援(固定資産税等)  
計画に記載され、管理協定の対象となった施設を支援対象

○東日本大震災において首都圏で約515万人におよぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。  
【平成24年度創設】

※平成28年度に下線部分を制度拡充。

## 都市再生緊急整備地域内+主要駅周辺

補助事業者：市町村（特別区含む。）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人

### 都市再生緊急整備協議会・帰宅困難者対策協議会

#### 【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者等



#### <都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成>

- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備及び管理
- ・災害時に実施する事務（退避誘導、情報収集・提供、備蓄物資提供等）の内容
- ・平常時に実施する訓練の内容等

- 協議会開催
- 計画作成
  - ・専門家の派遣
  - ・勉強会、意識啓発活動
  - ・官民・民協定の締結に係るコーディネート等

#### ④ 補助率：1/2

- ・補助対象地域のうち【特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域）】については、計画に定量的な目標値及び目標期限を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等。

計画に基づく  
ソフト・ハード両面の対策

#### ④ 補助率：1/2

#### <ソフト対策>

- 避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立等



#### <ハード対策>

#### ④ 補助率：1/3

- 備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備等



・都市再生緊急整備地域の指定解除となった場合の支援継続の経過措置

※都市再生緊急整備地域：都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域（平成25年7月時点で62地域）。

※主要駅周辺：1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺。

## 都市再生安全確保計画・エリア防災計画の策定状況

## &lt;都市再生安全確保計画&gt;

## 策定済

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（大阪駅周辺地区）  
（平成25年4月19日）  
京都駅周辺地域（平成25年12月19日）  
名古屋駅周辺地域（平成26年2月13日）  
川崎駅周辺地域（平成26年3月17日）  
横浜都心・臨海地域（平成26年3月24日）  
札幌都心地域（平成26年3月25日）  
新宿駅周辺地域（平成26年3月27日）  
大阪コスモスクエア駅周辺地域（平成26年8月6日）  
辻堂駅周辺地域（平成27年3月18日）  
東京都心・臨海地域（大丸有地区）（平成27年3月26日）  
大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域（平成27年3月27日）  
東京都心・臨海地域（浜松町地区）（平成28年2月2日）  
渋谷駅周辺地域（平成28年3月18日）  
本厚木駅周辺地域（平成28年3月10日）  
福岡都心地域（平成28年3月25日）

## 作成中

大崎駅周辺地域  
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（中之島地区）  
池袋駅周辺地域  
千里中央駅周辺地域

※都市再生安全確保計画：都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画

※エリア防災計画：1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画

## &lt;エリア防災計画&gt;

## 策定済

立川駅周辺地域（平成25年8月6日）  
北千住駅周辺地域（平成25年12月18日）  
藤沢駅周辺地域（平成26年1月21日）  
吉祥寺駅周辺地域（平成26年3月24日）  
綾瀬駅周辺地域（平成27年3月4日）  
池袋駅周辺地域（平成27年3月27日）  
上野駅周辺地域（平成27年9月29日）  
仙台駅周辺地域（平成27年12月3日）  
大井町駅周辺地域（平成28年2月24日）  
武蔵小杉駅周辺地域（平成28年3月23日）

## 作成中

目黒駅周辺地域  
中野駅周辺地域  
新大阪駅周辺地域  
溝の口駅周辺地域

## &lt;参考&gt;

- 都市再生安全確保計画制度（国土交通省ホームページ）  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_mechi\\_tk\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_mechi_tk_000049.html)

## 地下街対策

### (1) 地下街の防災対策の推進

地下街は、全国の拠点駅等に82箇所（平成26年度末）存在し、利用者も1日10万人を超えるところがあるなど多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、利用者等が避難時に混乱状態となることが懸念されます。また、8割以上の地下街が開設から30年以上経過しており、天井等の老朽化が進んでいることに加え、利用者のみならず、駅等からの避難者の流入も想定されることから、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための防災対策を講じていくことが必要です。

このため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、天井板等の地下街設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携のもと、地下街の防災対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援することで、民間投資を通じた地下街の防災対策の充実を図っていきます。

また、地下街が連担している地域においては、地震発生時の円滑な避難を確保するため、周辺の事業者が相互に連携、調整し、一体的な避難誘導対策を実施することが有効であるため、複数の地下街管理会社や、関連する地下通路の管理者、地方公共団体等により構成される協議会も支援対象とし、さらに、地下街の公共的通路について、浸水被害を軽減し、災害発生後の早期復旧を可能とするため、地下街の設備の改修等による浸水防止対策を新たに補助対象事業に追加し、地下街の防災対策の一層の推進を図っていきます。



#### 施策効果

- 大規模地震発生時や浸水時における地下街等の防災対策が推進され、災害に強い都市が形成される。

## (2) 地下街の安心避難対策ガイドライン（平成26年4月策定）

- ・大規模地震時の公共用通路等公共施設を対象として、地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な耐震診断・補強の方法や非構造部材の点検要領、様々な状況を想定した避難計画検討の方法等について、技術的な助言として、とりまとめています。
- ・ガイドラインは、第1部「安心避難対策が求められる背景」、第2部「安心避難対策」と、資料編から構成されている。このうち、第2部「安心避難対策」では、「施設の状況把握」として、地下街の現状把握の必要性を記載するとともに、「構造物の耐震検討」、「非構造部材の安全検討」、「避難シミュレーションを活用した避難検討」、「安心して避難するための追加的な方策」について、検討の進め方等をまとめています。
- ・なお、公共通路は道路下であっても、店舗が沿道ビルの地下階にあるような施設を準地下街と呼びますが、本ガイドラインは、こうした準地下街の公共通路部においても活用することは可能です。

## (3) 地下街防災推進事業

### ①補助対象

#### ○地下街防災推進計画策定費

地下街防災推進計画の策定及び付随する調査（安全点検、耐震診断、対策検討等）に要する費用

#### ○地下街防災推進事業費

地下街防災推進計画に基づき実施される下記の事業に要する費用

一 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る）

通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のための施設の整備に要する費用（ただし、浸水防止対策については地上部に通じる給排水・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限る）

二 避難施設、防災施設の整備

避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備等）の整備に要する費用

三 避難啓発活動

利用者等への避難啓発活動に要する費用

### ②補助対象者

地下街管理会社又は協議会

### ③補助率

1/3（地方公共団体との協調補助）

## 災害時業務継続地区整備緊急促進事業の拡充

都市機能が集積した拠点地区において、災害発生時にエネルギー供給が途絶えることとなると、経済活動が麻痺するとともに災害対応に支障をきたし、我が国社会経済への影響は甚大なものとなるおそれがある。

このような我が国都市の弱みである災害脆弱性への対応を図るため、拠点地区において、自立的なエネルギー供給源の確保に資するエネルギー面的ネットワークを形成することにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD：Business Continuity District）の構築を支援しているところである。

BCDの構築にあたっては、都市再生緊急整備協議会を活用し官民多様な主体・施設を巻き込むことにより効果を最大限発揮することが可能となることから、同協議会が作成する都市再生安全確保計画に位置付けられる事業地区に対する支援強化として、コーディネート支援の補助対象にエネルギー供給施設に係る管理協定の締結に向けた合意形成等に要する経費を追加することにより、我が国都市の国際競争力の強化等を図る。

### <地域要件>

○以下のいずれかに存し、供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設を含む地区

- ・都市再生緊急整備地域
- ・1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺にある地区
- ・立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域かつ低炭素まちづくり計画区域

### <事業主体>

- ・地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等

### <補助対象（補助率）>

- ・計画策定支援（1/2）、コーディネート支援（1/2<sup>※1</sup>）、施設整備事業支援（2/5<sup>※2、※3</sup>）

※1 民間事業者等の場合は間接補助のみとし、補助基本額は補助対象事業費の2/3

※2 民間事業者等への直接補助の場合、補助基本額は補助対象事業費の2/3

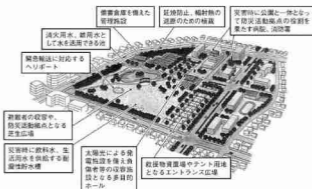
※3 民間事業者等への間接補助の場合、補助基本額は補助対象事業費の2/3の2/3



## ・防災公園について（公園緑地・景観課関係）

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を推進する。

【防災公園のイメージ】



## ・都市公園事業（防災・安全交付金等の基幹事業）の概要

### <面積要件>

- ・2ha以上の公園であること、ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上（また、帰宅支援場所の機能を有する公園については、面積500㎡以上を合計5か所以上等）

### <総事業費要件>

- ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。

### <交付対象>

- ・地方公共団体が実施する以下の事業
  - (1) 都市公園の用地の取得
  - (2) 都市公園法施行令第31条に定める公園施設の整備（ただし、帰宅支援場所の機能を有する公園については、3ページ後の※5を参照）

### <国費率>

用地 1/3(1/2※) 施設 1/2

※（ ）は、沖通【沖通原典特別措置法に基づくもの】及び緩衝緑地【公害の防止に関する国の財政上の措置に関する法律に基づくもの】

## ○都市公園の大震災時等における機能

### i) 新潟県中越地震（平成16年10月）における都市公園活用状況

身近な街区公園、近隣公園等の住区基幹公園は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として機能。



広域公園、国営公園等の大規模な公園は、駐車場や広場等が生活物資等の集積及び配送等の支援活動の拠点として機能。



### ii) 新潟県中越沖地震（平成19年7月）における都市公園活用状況

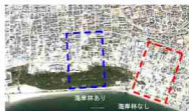
避難所として機能するとともに、仮設住宅建設地や支援活動の拠点として機能。





### Ⅲ) 東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）における都市公園活用状況

津波エネルギーの減衰や漂流物の補足等により多重防御の一つとして機能。



樹林の有無による流出家屋状況の差異（宮城県石巻市）



海岸林に阻止された漂流物（宮城県気仙沼市）

津波に対する避難路・避難地として機能するとともに、自衛隊等の活動拠点や資材の仮置き場など復旧・復興支援の場として機能。



避難地となった丘（仙台市 海岸公園管理広場）



自衛隊の活動拠点として活用  
（石巻市 総合運動公園）



電力復旧作業の拠点として活用  
（宮城県みちのく社の湖畔公園（宮城県川崎町））

都心部等においては、帰宅困難者の休憩施設等としても機能。



国営昭和記念公園（東京都立川市・昭島市）



日比谷公園（東京都千代田区）

## ・ストック再生緑化事業（防災・安全交付金等の要素事業）の概要

### <概要>

都市における緑とオープンスペースとして、広場空間や民有の空き地等が存在しているが、コンパクトで魅力あるまちづくりを一層推進するためには、これらの空間を効率的に活用し、ストック効果を最大限に発揮させることが必要である。

また、我が国では、首都直下地震や南海トラフ地震等による大規模災害の発生が予想されており、帰宅困難者への支援や避難地の確保等を進めていく必要がある。

このため、広場空間における地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設の整備や空き地等における延焼防止のための緑地の整備を支援する。

### <事業要件>

#### ○事業対象範囲

対象地域内で行う、既存の公共公益施設又は民間建築物及びその敷地内で整備される緑化施設（民間建築物等の場合、公開性を有するものに限る）の整備のうち、以下の①及び②を満たすもの。

① 1都市で5箇所以上の緑化施設の整備がなされること

② 1箇所当たりの緑化対象面積が500m<sup>2</sup>以上であること

#### ○対象地域

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域又は居住誘導区域。

#### ○交付対象

地方公共団体

### <国費率>

#### ・地方公共団体が実施する事業

当該事業に要する費用の1/2

#### ・民間事業者等が実施する事業

当該事業に要する費用の1/3かつ地方公共団体が補助する額の1/2

※平成28年度末までに事業を開始する場合は、平成28年度中に立地適正化計画を策定し都市機能誘導区域を指定することを前提に、当該区域の指定があるものとみなす。

※平成30年度末までに本事業を開始する場合は、平成30年度中に立地適正化計画を策定し居住誘導区域を指定することを前提に、当該区域の指定があるものとみなす。

### 対象事業のイメージ



① 既存公共公益施設の緑化



② 一時待機場所として活用できるよう整備



③ 延焼防止のための緑地の整備

◇ 防災公園の交付対象要件

機能区分	公園種別	面積要件等	対象都市	対象地域等 <sup>(※1)</sup>	補助対象となる災害応急対策施設 <sup>(※2)</sup>
拠点機能	広域防災拠点	広域公園等 面積おおむね50ha以上	—	—	・備蓄倉庫 ・耐震住時水槽 ・放送施設
	地域防災拠点	都市基幹公園等 10ha以上	下記対象都市	—	・情報通信施設
避難地機能	広域避難地	都市基幹公園 広域公園等 面積10ha以上 <sup>(※1)</sup>	下記対象都市	下記対象地域 ①又は④に該当する地域	・ヘリポート ・保留施設 ・発電施設
	一次避難地	近隣公園 地区公園等 面積2ha以上 <sup>(※2)</sup>	—	下記対象地域 ②、③、④のうちいずれかに該当する地域	・延焼防止のための敷水施設
避難路	淨道	幅員10m以上 <sup>(※3)</sup>	—	—	一次避難地で防災活動拠点の機能を有さない場合は ・備蓄倉庫 ・耐震住時水槽 に限る
帰宅支援場所	街区公園等	面積500㎡以上を合計5箇所以上	下記対象都市	下記対象地域の⑤に該当する地域	

○災害対策基本法に基づく地域防災計画等に、当該公園の防災に資する機能が位置付けられていること。

○地域防災拠点の機能を有する都市公園についてはi)～vii)、広域避難地の機能を有する都市公園についてはi)～vii)、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地（帰宅支援スポット）についてはi)又はiv)のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- i) 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市
- ii) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- iii) 地震予知連絡会が平成19年度まで指定していた観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- iv) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- v) 県庁所在地都市、人口10万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- vi) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- vii) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市
- viii) DID区域を有する都市

○広域避難地・一次避難地・帰宅支援場所となる防災公園の対象地域

- ① 人口密度40人/ha以上の地域
- ② DID区域
- ③ 津波被害が想定される地区
- ④ 被災田舎者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域
- ⑤ 地域防災計画等において帰宅支援を効率的に行うために設定された道路から500m以内の地域

(※1) 都市公園面積が10ha未満でも周辺の空地とあわせて10ha以上となる4ha以上の都市公園及び周辺の下位化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保されるおおむね8ha以上の都市公園を含む。

(※2) 都市公園面積が2ha未満でも周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。  
ただし、三大都市圏の既成市街地等（官団地整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地等、近郊圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中野圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定都市、県庁所在地、中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園及び地域防災計画により津波避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積1ha以上、（都市公園面積が1ha未満でも周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。）ただし、密集市街地対策を総合的に推進するための整備計画（密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画）に位置づけられる都市公園については面積1,500㎡以上

(※3) 周辺の下位化の状況等を勘案して10m以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保される都市公園を含む。

(※4) 都市公園以外の避難地を含めても歩行距離2ha以内（一次避難地は500m以内）の避難圏域内1人1人当たり2㎡が確保されていないこと。

(※5) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

- ① 園路又は広場
- ② 遊具その他の娯楽施設
- ③ 休憩所、ベンチその他の作業施設
- ④ 便所、水飲所その他の衛生施設
- ⑤ 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- ⑥ 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設

事務連絡

平成20年1月15日

各都道府県及び政令指定都市

都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

公園・緑化事業調整官

防災公園における消防部局所管施設の設置に係る調整について

現行社会資本整備重点計画（H15-19）においては、避難者の生命を保護する広域避難地などの防災公園の整備を推進しているところであるが、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の広域かつ甚大な被害をもたらす大規模地震発生切迫性が指摘される中、昨年においても、3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震が立て続けに発生しており、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、避難者等を収容し、市街地火災等からその生命を保護する避難地等として機能する都市公園等について緊急的に整備を推進する重要性は高まっているところである。

一方、公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理については、従来「公園管理者が設計、又は管理することが不適当又は困難であるもの」に限り許可の対象としてきたところであるが、平成16年の都市公園法改正により、「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、公園管理者の判断により設置・管理の許可をすることができるものとされたところである。

このため、防災公園となる都市公園における備蓄倉庫、耐震性貯水槽、その他の災害応急対策に必要な施設等について、設置管理許可制度を活用し、消防部局所管施設として設置・管理することにより、防災公園の防災機能を増進することも可能であることから、今後、消防部局からこのような趣旨の相談があれば、積極的な調整・連携を図りたい。

また、この旨を貴管下市町村に周知されたい。

なお、上記については、総務省消防庁と調整済みであることを申し添える。

【連絡先】

国土交通省 都市・地域整備局

公園緑地課 藤坂、峰岸

電話 03-5253-8419 FAX 03-5253-1593